

令和7年9月2日（火曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和7年第3回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1 番	菅 野 隆 二 君	2 番	米 川 修 司 君
3 番	櫻 井 靖 君	4 番	櫻 井 貞 子 君
5 番	中 島 一 都 君	6 番	後 藤 良 郎 君
7 番	赤 間 幸 夫 君	8 番	高 橋 幸 彦 君
9 番	阿 部 幸 夫 君	10 番	今 野 章 君
11 番	小 澤 陽 子 君	12 番	片 山 正 弘 君
13 番	高 橋 利 典 君	14 番	色 川 晴 夫 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	櫻 井 公 一 君
副 町 長	熊 谷 清 一 君
総 務 課 長	千 葉 繁 雄 君
財 務 課 長	安 土 哲 君
企 画 調 整 課 長	千 葉 忠 弘 君
町 民 福 祉 課 長	相 澤 光 治 君
健 康 長 寿 課 長	齊 藤 恵 美 子 君
産 業 観 光 課 長	太 田 雄 君
建 設 課 長	岩 渕 茂 樹 君
会 計 管 理 者	佐 藤 進 君
会 計 課 長	大 宮 司 綾 君
水 道 事 業 所 長	赤 間 春 夫 君
危 機 管 理 監	田 瀬 高 広 君
建 設 課 参 事	梁 川 秀 幸 君
総 務 課 総 務 管 理 班 長	岸 淳 一 君
教 育 長	内 海 俊 行 君

教育次長兼課長	蜂谷文也君
選挙管理委員会事務局長	石川祐吾君
監査委員	丹野和男君

事務局職員出席者

事務局長	千葉浩司	主査	高橋洵子
主事	庄司広紀		

議事日程（第1号）

令和7年9月2日（火曜日） 午前10時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

9月2日から9月17日まで16日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 常任委員会の所管事務調査報告について

〃 第 5 議員提案第 3号 松島町議会傍聴規則の一部改正について（提案説明）

〃 第 6 議案第43号 松島町立学校施設の開放に関する条例の制定について（提案説明）

〃 第 7 議案第44号 松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について（提案説明）

〃 第 8 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関
する条例の一部改正について（提案説明）

〃 第 9 議案第46号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

〃 第10 議案第47号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）

〃 第11 議案第48号 松島町観光施設条例の一部改正について（提案説明）

〃 第12 議案第49号 松島町水道事業給水条例及び松島町下水道条例の一部改正につい
て（提案説明）

〃 第13 議案第50号 令和7年度松島町一般会計補正予算（第3号）（提案説明）

〃 第14 議案第51号 令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
（提案説明）

〃 第15 議案第52号 令和7年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

(提案説明)

Ⅱ 第 1 6 議案第 5 3 号 令和 7 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

(提案説明)

Ⅱ 第 1 7 議案第 5 4 号 令和 7 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第 2 号)

(提案説明)

Ⅱ 第 1 8 議案第 5 5 号 令和 7 年度松島町水道事業会計補正予算 (第 2 号) (提案説明)

Ⅱ 第 1 9 議案第 5 6 号 令和 6 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

Ⅱ 第 2 0 議案第 5 7 号 令和 6 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)

Ⅱ 第 2 1 議案第 5 8 号 令和 6 年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)

Ⅱ 第 2 2 議案第 5 9 号 令和 6 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)

Ⅱ 第 2 3 議案第 6 0 号 令和 6 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)

Ⅱ 第 2 4 議案第 6 1 号 令和 6 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について (提案説明)

Ⅱ 第 2 5 議案第 6 2 号 令和 6 年度松島町水道事業会計決算認定について (提案説明)

Ⅱ 第 2 6 議案第 6 3 号 令和 6 年度松島町下水道事業会計決算認定について (提案説明)

Ⅱ 第 2 7 報告第 4 号 令和 6 年度松島町健全化判断比率について

Ⅱ 第 2 8 報告第 5 号 令和 6 年度松島町資金不足比率について

Ⅱ 第 2 9 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（色川晴夫君） 皆さんおはようございます。

ただいま出席議員13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回松島町議会定例会を開会します。

傍聴の申出がございますので、お知らせします。－－－－－－－－です。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、10番今野章議員、11番小澤陽子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日9月2日から9月17日までの16日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月17日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（色川晴夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、行政報告の申出がありましたので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 皆さんおはようございます。

本日第3回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき厚く御礼申し上げます。

初めに、7月30日に発生したカムチャツカ半島付近を震源とする地震に伴う津波警報対応について報告いたします。

津波警報が発令されたことに伴い、町では沿岸地域に避難指示を発令し、避難所5か所を開設いたしました。避難者は最大で586人となっております。

町施設に被害はありませんでしたが、漁業関係で養殖棚破損などの被害報告がありました。

なお、同日午後8時45分、津波警報が注意報に切り替わったことから、避難所を全て閉鎖しております。

次に、中学校総合体育大会（中総体）における松島中学校の活躍について報告させていただきます。

柔道競技において、男子個人体重別の部で笠原由麻さんが、宮城県大会に続く青森県弘前市で行われました東北大会で優勝し、福岡で行われた全国大会に出場いたしました。全国大会ではベスト16まで勝ち進んでおります。

また、水泳競技においては、宮城県大会で遊佐颯太さんが男子200メートル自由形で優勝し、400メートル自由形と併せて秋田市で行われた東北大会に出場いたしました。東北大会では両種目とも決勝まで進み入賞を果たしております。

その他の競技におきましても、地区大会、宮城県大会と、猛暑に負けず全力でプレーする姿が見られました。

さて、本日提案いたします議案は、条例の制定が1件、条例の一部改正が6件、令和7年度補正予算が6件、令和6年度決算認定が8件、報告事項が2件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和7年6月3日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。6月3日に第2回松島町議会定例会を招集し、6日までの会期において、令和7年度一般会計補正予算等の議案を審議していただき、ご承認いただきました。

6月8日には、町民ふれあいスポーツ大会が開催され、競技を通し町民同士が親睦を深めておりました。

6月27日には、北上川下流河川事務所主催の重要水防箇所合同巡視が実施され、現地を確認しながら情報共有を行いました。

7月3日には、仙台都市圏広域行政推進協議会が開催され、国及び宮城県への要望事項等の協議を行いました。

7月18日には、第2回松島町議会臨時会を招集し、物価高騰に係る子育て世帯生活支援給付金給付事業等における一般会計補正予算について審議していただき、ご承認をいただきました。

また、臨時会閉会後には第2回議会全員協議会を開催し、長期総合計画策定の進捗状況について報告し、水道料金及び下水道料金の見直し（案）、国民健康保険税の税率改正（案）について協議していただきました。

8月10日から20日にかけて、松島流灯会海の盆をはじめ、町内各地区で盆踊りや夏まつりが開催され、多くの地域住民が参加し、お祭りを楽しんでおられました。

8月28日には、松島町都市計画審議会が開催され、初原地区計画や都市計画道路について審議していただきました。

このほかの諸報告は記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 議長の諸報告はお手元に配付しております。

概要だけ申し上げます。

1の出納検査、監査につきましては、令和7年6月から8月まで、例月現金出納検査などを行っていただいております。監査委員お二人の方には大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

5の会議等につきましては、令和7年6月3日の令和7年第2回松島町議会定例会から2ページ目の令和7年8月26日、一般会議まで、44件の諸行事がございました。

6の議会だよりの発行につきましては、令和7年8月1日に第163号が発行されております。広報分科会の皆様、大変ご苦労さまでございました。

7の委員会調査、8の議員派遣、9の委員会派遣につきましては、各常任委員会の調査、研修等が行われたほか、4ページ目に記載されておりますとおり、議会報告会は12行政区において、7月の4日から27日まで開催しております。

議長の諸報告は以上となります。

このほか、一部事務組合議会等の組合議員から報告書が提出されております。

宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会になります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（色川晴夫君） 日程第4、常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

提出があった総務経済常任委員会並びに教育民生常任委員会より報告を求めます。

初めに、総務経済常任委員会菅野隆二委員長から報告願います。

○1番（菅野隆二君） それでは報告させていただきます。

総務経済常任委員会所管事務調査報告書、こちらを基に報告いたします。

1. 調査事件。

体験交流による地域活性化について。

2. 調査期日・場所については記載のとおりであります。

3. 出席委員も記載のとおりでございます。

4. 調査の概要。

人口減少や地域経済の停滞に直面する中、地域の持続的な活性化には町外との関係構築や地域資源の価値再認識が重要である。特に、住民や観光客などとの「体験交流」は、地域の魅力を伝える有効な手段であり、住民参加や関係人口の創出を促す取組として注目されている。

この調査により、体験交流が地域社会に与える効果や課題を明らかにし、我が町が持続可能な交流施策を展開するための、地域の魅力や課題を客観的に捉え直す。さらに、住民の能動的な参画や交流による新たな価値創出を促す契機としたい。加えて、我が町が主導して体験交流を地域振興策に組み込むことで、人口減少・地域経済の課題に対する戦略的な展開が期待できる。

5. 調査の内容です。

山梨県小菅村では、関係人口を生む仕組みと地域参画について調査を行いました。

詳しい内容のほうは記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

続いて、長野県塩尻市では、空き家対策と第三セクターの実践を調査してまいりました。

続いて、宮城県東松島市では、地域巻き込み型の実態調査と相談体制を調査してまいりました。

京都府京丹後市では、財政確保と関係人口創出のスキーム化を調査してまいりました。

続いて、福井県鯖江市では、アートキャンプを核とした地域文化振興を調査してまいりました。

そして、まとめでございます。

当委員会は「体験交流による地域活性化について」をテーマに調査を実施した。

若者参画による地域文化の再生と持続的な活力の創出

行政と住民の協働による地域課題への対応力向上など。

この調査報告書に基づき、モデル事業の実施と効果検証を行い、段階的に施策を拡充させ、地域住民・関係人口・事業者・教育機関など多様な主体との連携を深めながら、体験交流を核とした我が町独自の持続可能な地域活性化モデルの確立を求める。

以上になります。

○議長（色川晴夫君）　ありがとうございます。

報告に対する質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君）　質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員会小澤陽子委員長から報告願います。

○11番（小澤陽子君）　教育民生常任委員会の所管事務調査事件について報告いたします。

1. 調査事件。

子育て支援の充実について。

2. 調査期日・場所。

令和6年11月27日水曜日、役場庁舎301会議室ほか記載のとおりでございます。

3. 出席委員。

記載のとおりです。

4. 調査の概要。

令和7年度より松島町子ども・子育て支援事業計画（第三期）がスタートしましたが、子供の遊び場の拠点である、児童厚生施設の児童公園や児童館を改めて現地調査した上で、子育てしやすいまちづくりを進める他町を現地視察することにより、本町においても子育て支援がより充実すべく、調査を行いました。

5. 調査の経過。

現地調査、現地視察。

現地調査。

①令和7年5月14日に本郷ふれあい児童公園、華園児童公園、城内児童公園及びくぬぎ台児童公園で現地調査を行いました。

②令和7年5月14日に、児童館で現地調査を行いました。

現地視察。

令和7年7月9日から11日まで、神奈川県のほか2町へ視察を行いました。

6. まとめ。

初めに、本町の児童館について、地域ごとには整備されていないものの、児童館を安心できる居場所の1つとして利用してほしいという思いの下、職員には引き続き子供に寄り添い支援してもらいたいです。留守家庭児童学級に関しては、子供が高学年に上がっても引き続き利用できるよう、旧母子健康センターの大規模修繕を視野に入れつつ、受入れ場所を確保するよう早急に検討されたい。

次に、本町の児童公園について、遊具の定期点検により未然の事故防止・安全確保に努めるとともに、個別施設計画に沿って設備を修繕しているが、児童公園が設置された当時と現在を比べると、子供の数や居場所が少なからず異なるため、今後はこれらを考慮しながら公園の在り方を検討されたい。子供の居場所づくりに関しては、町民の意見を取り入れながら、雨の日でも遊べる場所を確保すること、加えて、障害の有無に関係なく使用できる遊具（インクルーシブ遊具）を導入することも望まれる。なお、必要に応じて地域住民の協力を仰ぎながら、草刈り作業等を定期的に行ってもらいたい。

また、本町のこども家庭センターについて、母子保健事業は従来どおり保健福祉センター「どんぐり」で行い、町民福祉課こども支援班の児童福祉事業と連携強化をしているが、町民がどちらに相談すればよいか迷うことなく、町が支援の初動を迅速かつ的確に行う体制を整えられるよう、母子保健と児童福祉の相談窓口を一本化することを検討されたい。

最後に、「こどもまんなか社会」とは、子供の利益を最優先に考えた取組や政策を国の中心に据える社会目標のことであるが、この趣旨に賛同する個人、団体・企業、自治体等が「こどもまんなか応援サポーター」として、様々なアクションに取り組んでおります。特に箱根町の「子育てシェアタウン推進事業」は、地域住民が世代を超えて互いの顔が見られる関係づくり、子育ての分野にとどまらない地域共生の推進といった観点から、先進的かつ実践的な取組と言えます。本町においても、子育てや支援のさらなる充実に向けて、子育て世帯の孤立を防止し、親子が地域住民や団体・企業・自治体等とつながる仕組みづくりが望まれます。

以上で教育民生常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告に対する質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

日程第5 議員提案第3号 松島町議会傍聴規則の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議員提案第3号松島町議会傍聴規則の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者から説明を求めます。櫻井委員長。

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖でございます。

松島町議会傍聴規則の一部改正について、提案理由を述べさせていただきます。

標準町村議会傍聴規則の一部が改正され、現在の社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図るため、議場における傍聴の規定の見直しが行われたことから、その内容に準じて所要の改正を行うものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 提出者からの説明が終わりました。

日程第6 議案第43号 松島町立学校施設の開放に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議案第43号松島町立学校施設の開放に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第43号松島町立学校施設の開放に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、これまで無料で開放してきた松島町立学校施設において、近年の物価高騰等による電気料金の値上げなどにより維持管理費が増加している状況を鑑み、使用を有料化し、受益者負担の公平性と持続可能な施設運営を図るものであります。

なお、詳細につきましては、教育委員会より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） それでは、議案第43号松島町立学校施設の開放に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、条例に関する説明資料をご覧願います。

順を追って説明させていただきます。

条例の概要及び形成過程等では、先ほど提案理由で述べた目的を説明しております。

続きまして、第1条の趣旨となります。この条例の制定根拠として、社会教育法、スポーツ基本法及び地方自治法の規定を挙げ、学校教育に支障のない範囲で町民に学校施設を開放することを定めております。

次に、第2条、開放施設です。学校開放を行う対象施設について、別表により具体的に定めております。各小中学校の体育館と校庭、松島中学校は体育館1階の柔道場も対象としております。

次に、第3条の管理責任です。学校開放に関する事務は、教育委員会が所管することを明確にするとともに、第2項で、開放施設の学校長は、開放に伴う管理上の責任を負わないことを規定しております。

次に、第4条の使用の登録です。開放施設を使用する場合は、教育委員会において事前に使用登録を行うことを定めております。

次に、第5条の使用許可となります。使用に当たっては、教育委員会の許可を必要とすること、第2項で管理上必要ある場合に条件を付することができること、また、第3項で許可しない場合の基準について規定しております。

次に、第6条の使用許可の取消し等となります。違反行為や不正な手段による許可の取得などの場合に、教育委員会が許可の取消しや使用停止を行えることを定め、第2項で、その際に生じた損害について、教育委員会は賠償責任を負わないことを明記しております。

次に、第7条の使用料となります。使用料については別表で定めております。詳細は後ほどご説明申し上げます。

次に、8条の使用料の減免となります。必要がある場合には、町長が使用料の減額または免除を行えることを規定しております。なお、減免される使用については規則で定めることとしておりますが、町内の小学生から高校生までが中心の団体、また、地域団体などについては10割減免とする予定です。さらに、大人が中心の団体でスポーツ協会等に参加する団体などは5割減免とする予定でございます。

次に、第9条、使用料の不還付となります。原則として納付した使用料は還付しないこと、ただし、使用者の責に帰さない理由で使用できなかった場合は還付できることを定めております。

次に、第10条、原状回復となります。使用終了時または許可取消し、使用停止時には速やか

に原状回復する義務を課しております。

次に、第11条、損害賠償です。故意または過失による施設や設備の汚損、損傷、滅失があった場合、使用者が損害を賠償することを定めております。

次に、第12条、事故の責任です。学校開放の際に発生した事故については、教育委員会は責任を負わないことを規定しております。これは、利用者が自己の責任において安全確保に努めることを徹底する趣旨でございます。

次に、13条の委任となります。この条例に必要な事項は規則で定めることとしております。

次に、附則となりますが、施行期日を令和8年4月1日としており、来年度4月から運用を開始してまいりたいと考えております。

次に、最終ページの資料をご覧くださいと思います。

1の（1）では、維持管理費として過去3か年の推移を示しております。年度によりスポット的な維持管理経費が発生することから、単純に比較することは難しいところですが、総じて増加傾向となっております。

（2）では、過去3年の電気料の推移を記載しております。こちらは（1）の維持管理経費の内数となりますが、令和4年度から電気料について高騰が始まっております。

2では、学校施設ごとの利用者数と利用件数となっております。近年はいずれの施設でも増加傾向となっておりますが、特に第一小学校、松島中学校体育館の利用人数が増加傾向となっております。

3では、開放施設と今回の条例制定に当たり設定した使用料の案を示しております。体育館の使用料については1時間当たり900円と設定しておりますが、こちらは海洋センターの使用料金を参考に、バランスを図りながら1時間当たりで設定しております。中学校の道場につきましては、面積案分したもので、100円単位でまとめたものとなっております。また、照明につきましては、本年度全ての学校でLED化工事が終了することから、他のLED化している自治体の事例を参考とし、1時間当たり300円と設定しております。また、校庭につきましては、体育館と比べて維持管理経費が少ないことなども踏まえまして、最低限の100円と設定したものでございます。

4では、参考に県内の使用料の徴収状況を記載しているところです。

なお、今回の条例制定による使用料の見込みとなりますが、令和6年度をベースとすると、照明の料金で約30万円、体育館の使用料が約15万円となる見込みです。

また、現在の利用者などについては、条例制定後、丁寧に説明を行うとともに、広報誌など

も活用しながら周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

説明につきましては以上となります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第7 議案第44号 松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第44号松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第44号松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に公布され、選挙運動における公費負担に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、政令に準じて条例で定める限度額について、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては選挙管理委員会事務局長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 石川選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（石川祐吾君） それでは、議案書の後ろから2枚目に当たります、条例に関する説明資料をお開きいただきたいと思います。

第8条につきましては、選挙運動用ビラ作成の公費負担額及び支払手続ですが、いわゆる証紙ビラを作成した際の公費負担額を、1枚当たり7円73銭から8円38銭に引き上げるものでございます。このことにより、公費負担の限度額が、松島町議会議員選挙ではビラの上限数は1,600枚であるため、候補者1人当たり現行1万2,368円から1万3,408円に、松島町長選挙ではビラ上限数が5,000枚でございますので、候補者1人当たり現行3万8,650円から4万1,900円に引き上げることとなります。

第11条につきましては、選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担の作成単価の上限額を算出するための印刷単価につきまして、現行の1枚当たりの単価を、541円31銭を586円88銭に改正するものであります。このことにより、限度額が、町議会、町長選ともに選挙ポスター掲示場数が51か所でございますので、企画費のほうを加算すると、現行で9万9,807円から10万2,131円に引き上がることとなります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

説明につきましては以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 8 議案第 4 5 号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第 8、議案第45号職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第45号職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び人事院規則10—11の一部を改正する人事院規則が令和 7 年10月 1 日から施行されることに伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立支援の拡充について、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

条例に関する説明資料をご覧ください。

初めに、第 1 条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、第 1 条は引用条項の整理、第17条第 2 号については、部分休業を請求することのできない職員の勤務時間の要件を削除し、第18条に第 1 号部分休業を、第18条の 2 に第 2 号部分休業の制度を規定し、第18条の 3 に部分休業を請求できる 1 年の期間を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までと規定するものです。

第18条の 4 につきましては、第 2 号部分休業について 1 年間で承認できる時間を規定するもので、非常勤職員以外の職員、いわゆる常勤職員は77時間30分まで、非常勤職員は 1 日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とするものです。

説明資料の 2 ページ、第18条の 5 につきましては、部分休業の申出内容を変更できる特別の

事情として、配偶者が負傷または疾病により入院した場合など、記載の項目を規定するものです。

第20条は、部分休業の取消事由を規定するものです。

部分休業の拡充内容については、一番後ろの資料をご覧ください。

中ほどの囲みの中をご覧くださいだと思います。左側が現行の部分休業制度で、30分を単位として、1日につき2時間を超えない範囲、そして勤務時間の始めまたは終わりにおいて取得可能となっております。図に記載のとおり、例えば就業前の1時間、あるいは勤務終了前の1時間、このような形でしか取れない状況になっております。これらについて、改正後は、現行の制度の拡充部分が第1号部分休業になります。30分を単位として、1日に月2時間を超えない範囲で、これまでと同様ではありますが、勤務時間の始めまたは終わりに限らず、勤務時間中であれば取得可能となります。

それ以外に新設されたものとして、下の②の第2号部分休業になります。こちらは1時間を単位として、1年につき10日相当、いわゆるフルタイム勤務の場合は77時間30分を超えない範囲で取得可能となります。こちらの部分休業の取得につきましては、年度当初に、第1号部分休業か第2号部分休業、いずれかを選択して申出をした上で、請求の上、取得できることとなります。

条例説明資料にお戻りください。

次に、第2条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてですが、第15条の2を新設し、妊娠、出産及び育児等で申出をした職員に対する支援制度の周知、制度利用の意向確認等について規定するものです。

附則になりますが、条例施行期日を令和7年10月1日とし、経過措置として、令和7年度における第2号部分休業の承認時間について、非常勤職員以外の職員及び非常勤職員それぞれ記載のとおり規定するものです。また、勤務時間条例第15条の2第2項に掲げる3歳に満たない子を養育する職員に対する仕事と育児との両立支援制度等についての措置を、改正上で施行前においても講ずることができることを規定するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第9 議案第46号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第46号松島町町税条例の一部改正についてを議題としま

す。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第46号松島町町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、地方税法及び地方税等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行を要するもの以外について改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、個人町民税の特定親族特別控除の創設及び町たばこ税の税率の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） それでは説明させていただきます。

条例に関する説明資料をご覧ください。

条例の概要及び形成過程と主な改正内容につきましては、ただいま提案理由で述べたとおりとなっておりますので、条項の内容の項目に沿って説明してまいります。

第34条の2につきましては、特定親族特別控除を所得割から控除する所得控除の1つとして加える規定の整備となります。特定親族特別控除とは、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを言います。収入で123万円から188万円までの所得のある対象者については、特定親族特別控除にて最大で45万円、最小で3万円の所得控除が新たに創設されました。これが、いわゆる103万円の壁が123万円に引き上がった地方税に影響する税制改正の1つとなります。

所得段階に応じた控除額は、後ろの資料に掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

第36条の2第1項は、町民税の申告書に特定親族特別控除を加える規定の整備です。

第36条の3の2第1項第3号は、個人の住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、いわゆる年末調整申告書に特定親族特別控除を受ける際の特定親族の氏名を記載する項目を追加する規定の整備です。

第36条の3の3第1項第3号は、公的年金受給者で特定親族特別控除を受ける場合、扶養親族等申告書に特定親族を同申告書に記載すべき事項の規定の整備となります。

附則第16条の2の2第1項から第3項及び第4項につきましては、町たばこ税の改正となり

ます。

町たばこ税については、一番後ろの資料をご覧ください。２の町たばこ税関係をお願いいたします。

今回の改正につきましては、加熱式たばこが紙巻きたばこより税負担が低く、課税の公平性を欠いている状況から、課税の方式を見直す内容となっております。

現在、加熱式たばこは重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算する課税方式でしたが、改正に伴いまして重量のみで換算する方式に見直しし、一定重量以下のものは１本をもって紙巻きたばこ１本に換算する課税方式とすることによりまして、紙巻きたばこと同じ課税となるよう改正するものとなっております。

一般的に比較しますと、紙巻きたばこは１本当たり１５円のたばこ税がかかりますが、加熱式たばこは現在１本当たり１０円です。改正によりまして、１本当たり２．５円を令和８年４月１日に、さらに同年１０月に２．５円引き上げ、１年間で計５円引き上げることで、紙巻きたばこの税差解消を図る内容となっております。１箱当たり種類によりましては２０円から最大５０円引き上げることが見込まれるものとなっております。

最後に、附則についてはおのおのの施行期日等を定めるものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第１０ 議案第４７号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第１０、議案第４７号松島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第４７号松島町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和６年６月に国の保険料水準統一加速化プランが改定されたことに伴い、宮城県が令和１２年度からの国民健康保険税率の完全統一を目指すことを「第３期宮城県国民健康保険運営方針」に明記したことから、現在の財政状況を鑑み、国民健康保険税の税率改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） それでは、松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

条例に関する説明資料をご覧ください。

今回の条例改正につきましては、令和7年7月18日開催の議会全員協議会において、令和8年度国民健康保険税率改正案について協議させていただいた内容を踏まえ、令和8年度からの国民健康保険税率について、子供の均等割全額減免は継続した上で、所得割を県標準税率へ引き上げ、令和3年度から段階的に1万5,000円引き下げていた応益割については1万円を戻す改正内容となっております。

第3条から第5条の2までは、基礎課税額の所得割、均等割、平等割の税率を改めるものとなっております。

第6条から第7条の3までは、後期高齢者支援等課税額の所得割、均等割、平等割の税率を改めるものとなっております。

8条から9条の3までは、介護納付金課税額の所得割、均等割、平等割の税率を改めるものとなっております。

ここまでの改正内容につきましては、最後のページに添付しております資料に記載の内容となります。

第23条につきましては、所得区分に応じた7割、5割、2割の軽減と、後期高齢者医療制度へ移行した方が属する世帯に関する減額適用後の税額を改めるものです。

附則では、令和8年4月1日を施行日とし、適用は令和8年度の国民健康保険税から適用することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第48号 松島町観光施設条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第48号松島町観光施設条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第48号松島町観光施設条例の一部改正について、提案理由を申し上げ

げます。

今回の条例の改正につきましては、昨今の物価高騰等により施設の運営経費が上昇していることを踏まえ、また今後控えている福浦橋の架け替え工事等に係る財源確保のため、料金体系の見直し等、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） それでは、初めに条例に関する説明資料をお開き願います。

第2条第2項の表中は、観瀾亭松島博物館、以下観瀾亭と申し上げますが、その位置を松島町松島字町内56番地1に改めるものです。

第4条第1項は、観覧等の許可の際に施設料金を納入してもらう条文であります。町内宿泊施設などで、観瀾亭などを旅行商品として入れ込み、料金を後日納める場合があることから、運用上、後納も可能とする例外規定を設けるものです。

別表は、観瀾亭及び福浦橋の利用区分及び利用料金を改めるものです。

初めに、観瀾亭です。改定後、利用区分の一般を実質大学生以上とし、中学生・小学生区分に高校生を編入、その上で個人利用における一般の料金を200円から300円に改め、高校生を編入した中学生・小学生の料金を100円に据置きします。また、団体料金における一般の料金を150円から250円に改め、高校生を編入した中学生・小学生の料金を80円から50円に改めます。

次に、福浦橋です。改定後、利用区分における一般を高校生以上から実質大学生以上とし、中学生・小学生区分に高校生を編入、その上で個人利用における一般の料金を200円から300円に改め、高校生を編入した中学生・小学生の料金を100円に据え置きます。また、人数により減額割合を定めていた団体料金の割引を一律とし、一般の料金を250円に改め、高校生を編入した中学生・小学生の料金を50円に改めます。

附則において、施行日を令和8年4月1日といたします。

次に、資料1、観瀾亭等特別会計事業収入見込みをお開き願います。

上段は、観瀾亭、福浦橋の現行と改定後の比較表です。改定後の利用区分及び利用料金は統一となります。

料金の改定により、観瀾亭は、令和8年度観覧人数4万3,300人想定で、観覧料は現行816万2,000円から、改定後は1,213万5,000円と試算しております。また、福浦橋は、令和8年度通

行人数41万4,000人想定で、通行料は現行8,036万9,000円から、改定後は1億1,766万5,000円と試算しております。

続いて、資料2、観瀾亭等特別会計事業歳入歳出明細をお開き願います。

ここでは、観瀾亭、福浦橋ともに年度別推移で記載しております。

なお、令和元年度から6年度までは実績、令和7年度は予算、令和8年度は、7年度予算ベースで改定後の歳入歳出明細を記載しております。

また、観瀾亭の令和8年度は、実際の収入を見るため、人件費から一般職員人件費681万円と、公課費から福浦橋に係る消費税等700万円を福浦橋事業へ移行し試算をしております。

従いまして、現行、令和7年度と、改定後、令和8年度の実質収支を対比しますと、観瀾亭は1,700万円以上の増、福浦橋は2,300万円以上の増と試算しております。

また、観瀾亭に明月庵の経費が含まれていることから、備考、需用費欄に光熱水費約12万円、委託料欄に除草・剪定、機械警備等約60万円を記載しております。

最後に、資料3、観瀾亭等財政調整基金残高（推計）をお開き願います。

ここでは、令和6年度から31年までの現行と改定後の基金現在額を推計しております。現行、改定後ともに、事業収入から事業支出と福浦橋災害復旧事業に係る公債費元利償還金を差し引いた積立金を右欄に、前年度末基金現在額を左欄に記載しております。

なお、備考のとおり、観瀾亭こけら葺き屋根設計費と工事費を令和11年度と12年度に、福浦橋LED工事を令和13年度に、福浦橋架け替え設計費と工事費を令和29年度と30年度に事業支出として加算しております。

青色、現行の積立額は3,100万円台から3,300万円台で推移し、基金は福浦橋架け替え工事予定の令和30年度に約9億6,000万円の資産に対しまして、黄色、改定後の積立額は7,300万円台から7,500万円台で推移し、基金は令和30年度において約18億7,000万円と試算しております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第49号 松島町水道事業給水条例及び松島町下水道条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第49号松島町水道事業給水条例及び松島町下水道条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第49号松島町水道事業給水条例及び松島町下水道条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和7年5月及び7月全員協議会において協議を進めてまいりました水道料金の改定を行うもので、併せて水道料金及び下水道使用料の端数の切捨てを10円未満から1円未満にするものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所所長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 赤間水道事業所所長。

○水道事業所所長（赤間春夫君） それでは、議案第49号松島町水道事業給水条例及び松島町下水道条例の一部改正について説明いたします。

条例に関する説明資料をお開きください。

改正内容でございます。

第1条、松島町水道事業給水条例の一部改正につきましては、条例第24条の水道料金について、平均改定率23%の改定をするに当たり、料金表を改めるものであります。また、水道料金の端数について、これまで10円未満を切捨てしていたものを1円未満の切捨てにするものです。

第2条、松島町下水道条例の一部改正につきましては、条例第16条の下水道使用料について、水道料金の端数切捨てに倣い、下水道使用料についても10円未満を1円未満の切捨てとするものであります。

附則になります。第1項、条例の施行日につきましては、令和8年4月1日でございます。

第2項、条例施行後において、水道料金及び下水道使用料の本改正内容の適用については、5月分として調定する料金から対象とするものです。

次に、水道料金の改定につきましては、資料の水道料金改定説明資料をご覧ください。

資料の1ページになります。

1の見直しの目的です。

当町における現行の水道料金は、消費税率の改正を除き平成22年4月の値下げ以降14年間改定を行っておらず現在に至っております。

この間、水道事業の経営状況は、収入においては、人口減少や節水技術の向上、観光客宿泊数の減少などにより、水需要が減少を続けており、水道料金も減少をしているところです。

支出においては、世界的な社会情勢の変化による影響で、電気料金、人件費などの物価高騰等により管理運営費は増加傾向にあり、令和6年度の収益的収支は収益が費用を下回らなかったものの、令和7年度予算については収益が下回っている状況であります。

また、資本的収支面では、昭和後期から平成初期の施設拡張期に整備した施設が更新時期を迎えており、今後多額の更新費用が必要となるものです。

このまま現行の水道料金で事業を継続した場合、累積欠損金が生じていき、水道施設の更新財源である内部留保資金が減少を続け、令和14年には資金不足となることが見込まれます。

将来にわたって安全な水の供給を確実にを行うためには、効率的な事業運営による支出削減を行っていくとともに、早い段階での水道料金引上げが必要であります。

今回、今後10年間の安定的な事業運営を行うため最小限度の水道料金の改定をお願いするものであります。

2の水道事業会計の基本的な考え方です。

水道事業運営については、独立採算制を原則としており、水道施設（浄水場、配水池、管路施設等）の建設費、維持管理費及び事業運営に係る人件費を料金収益で賄うことが原則であります。

また、将来の施設更新に係る費用を料金収益にて確保していく必要があることから、水道事業会計においては、事業運営上必要な現金を内部留保しておく必要があります。

次に、3の水道料金改定の概要です。

（1）料金の平均改定率は23%の値上げ改定となります。

（2）改定料金の開始は令和8年4月1日（5月検針分から適用）としております。

2ページをご覧ください。

4の料金改定率の決定理由でございます。

料金改定をせず現状のまま運営した場合、収益的収支は収益が費用を下回る状況が続き、現金残高を圧迫して令和14年度には資金不足になることが見込まれます。

料金改定率30%以下では、令和15年度で収益的収支の収益が費用を下回るようになりますが、令和16年度の現金残高について、最低の運営資金である2億円を確保したいと考え、可能な限り改定率を抑えた23%の改定率としております。

また、経営資産については10年間で試算しておりますが、令和8年度から5年間については、現金残高も含め安定的な経営状況を維持できることが見込まれるため、本改定率としたものです。

5の改定料金表でございます。

口径別、水量別の改定前、改定後の料金表でございます。基本料金は口径13ミリと20ミリが約110%の改定、25ミリから100ミリが約120%の改定となり、水量料金の10立方メートルまで及び10から20立方メートルまでの改定率が約125%の改定、20立方メートル以上については約130%の改定となります。

3ページをご覧ください。

現行料金及び料金改定率23%の収益的収支の収益・費用及び現金残高の試算結果でございます。現行料金の場合では、令和7年度より収支が逆転しますが、23%改定では、令和14年度まで収支逆転はしない試算となっております。また、23%改定では、令和16年度末時点の現金残高が2億円以上確保されている状況です。

続きまして、4ページをご覧ください。

口径別使用水量ごとの現行料金と23%改定料金の比較表になります。一般家庭で使用されている口径13ミリ、20ミリの下にありますが、1世帯当たり人数の標準的使用量を区分しております。一人暮らしは5から10立方メートル、2人世帯は15から20立方メートル、3から5人世帯は25から30立方メートルが標準的な使用量となっております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

次に、日程第13、議案第50号に入ります。一般会計補正予算になりますが、ここで休憩に入りたいと思いますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

それでは、再開を11時20分、11時20分再開です。

午前11時06分 休 憩

午前11時20分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

会議始まる前に、気温大分上がっておりますので、上着脱いでも結構でございますし、職員の皆様も、もし暑ければ脱いで結構でございます。

それでは再開します。

日程第13 議案第50号 令和7年度松島町一般会計補正予算（第3号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第50号令和7年度松島町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第50号令和7年度松島町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和6年度決算に伴う繰越金等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、7ページをお開き願います。

2款総務費1項1目一般管理費につきましては、令和7年度税制改正に伴うシステム改修に係る経費を補正するものであります。

6目財産管理費につきましては、公用車に設置されているカーナビゲーションの受信料を補正するものであります。

15目地上デジタル放送無線共聴施設管理費につきましては、犬田地区外に設置する地上デジタル放送無線共聴施設の光ケーブル移設等工事費を補正するものであります。

19目定額減税補足給付金事業費につきましては、当給付金対象者を確定するため国の算定ツールで再算定したところ、給付額に不足が見込まれるため補正するものであります。

8ページにわたります。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバーカード交付事務の増量に対応するため、会計年度任用職員の人件費等を補正するものであります。

また、コンビニ交付システム業務において、当サービスに係るネットワークサポート継続に要する経費を補正するものであります。

4項5目松島町議会議員選挙費につきましては、公職選挙法施行令改正に伴い、選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費の限度額が引き上げられたことから、選挙公営に係る選挙ビラ及び選挙ポスターの作成費交付金経費を補正するものであります。

3款民生費1項2目障害者福祉費につきましては、令和7年度の障害福祉サービス等報酬改定における令和7年度施工分に係るシステム改修費を補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、令和6年度低所得者保険料軽減負担金の追加交付に伴

い、介護保険特別会計に対する繰出金を補正するものであります。

9ページをお開き願います。

2項6目子育て支援事業費につきましては、施設型給付費について町外の保育施設の利用児童数、施設数の増に伴う負担金を補正するものであります。

6款農林水産業費3項2目水産業振興費につきましては、令和5年の海水温の記録的高温による養殖水産物のへい死等被害に対して、融資機関が漁業者へ融資する水産業災害対策資金の利子補給金を補正するものであります。

10款教育費2項1目小学校管理費につきましては、車椅子利用の児童が令和8年度入学予定であることから、階段の昇降機及び段差解消用スロープを購入する経費を補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

12款地方特例交付金1項1目地方特例交付金及び13款地方交付税1項1目地方交付税の普通交付税につきましては、今年度の交付額の確定に伴い補正するものであります。

17款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました子育て支援事業費の施設型給付費に対するものであります。

2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しましたマイナンバーカード交付事務及び定額減税補足給付金事業費に対するものであります。

4ページにわたります。

2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました障害福祉サービス報酬改定に伴うシステム改修費に対するものであります。また、児童手当業務システム改修が補助対象となったため補正するものであります。

18款県支出金1項1目民生費県負担金及び2項2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました子育て支援事業費の施設型給付費に対するものであります。

4目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明しました水産業災害対策資金の利子補給金に対するものであります。

20款1項3目教育費寄附金につきましては、個人より教育施策に活用してほしいとの意向で、ご寄附を頂いた寄附金について補正するものであります。

5ページをお開き願います。

21款繰入金1項1目国民健康保険特別会計繰入金から3目介護保険特別会計繰入金につきましては、令和6年度決算に伴う繰越金について財源を精査し、各種特別会計より繰入額を補

正するものであります。

22款繰越金1項1目繰越金につきましては、令和6年度決算に伴い、補正するものであります。

6ページをお開き願います。

23款諸収入5項2目雑入につきましては、令和6年度低所得者保険料軽減負担金の国からの追加交付分について補正するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

また、10ページについて、水産業災害対策資金の利子補給金について、債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 岩渕建設課長。

○建設課長（岩渕茂樹君） それでは、主要事業説明資料1をお開きいただきたいと思います。

補正予算事項別明細書は7ページになります。

2款1項15目地上デジタル放送無線共聴施設管理費の補正額200万円につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、東北電力株式会社様より電力供給ルートの変更に伴い、既設電柱に添架している地上デジタル放送無線共聴施設を結ぶ光ケーブルを、新たな電力柱にケーブルを移設するため、所要の工事請負費を補正するものでございます。

事業概要でございます。

（1）の工事請負費につきましては、松島町犬田地区外地上デジタル放送無線共聴施設光ケーブル移設工事費としまして、新たな電力柱に光ケーブルを添架する施工延長650メートル、既設電力柱から光ケーブルを撤去する施工延長500メートルに係る工事請負費200万円を補正するものでございます。

次のページに資料を添付しております。こちらのほうをご覧いただきたいと思います。

地上デジタル放送無線共聴施設光ケーブルの移設箇所図になります。赤色箇所が電力柱撤去等に伴う光ケーブル撤去箇所ということでございます。青色箇所が新たに光ケーブルを新設する箇所となります。

なお、本工事に関係する地上デジタル放送無線共聴施設は、霞ヶ浦地区のテレビ放送受信をカバーするための施設となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 続きまして、主要事業説明資料の2をお開き願います。

6款3項2目水産業災害対策資金利子補給金です。

補正予算事項別明細書は9ページになります。

補正予算額は8万9,000円で、財源は県補助金が交付される予定です。

事業の目的として、令和5年の海水温の記録的高温による養殖水産物のへい死等被害に対して、融資機関が漁業者へ融資する水産業災害対策資金の利子補給金を実施することで、被災漁業者の資金繰りを支援するものでございます。

事業概要ですが、貸付対象者については、記載で定める被害であって、町から被害認定を受けた漁業者です。

資金の使途は、当面必要な人件費などの運転資金になります。

貸付限度額は、起債で定める額のうちいずれか低い額となります。

貸付申込期間については記載のとおりとなります。

基準金利は3.15%。

利子補給率は2.2%。

なお、残る0.95%については、県漁協と東日本信漁連が補うため、実質無利子となります。

償還期間は7年以内、うち据置期間は3年以内。

償還方法は年1回。

利子補給見込額は、令和7年度は8万9,000円、令和8年度から14年度までは134万5,000円で、債務負担行為を設定しております。合計143万4,000円を想定しております。

なお、この見込額は、借入額が合計1,200万円で試算しております。

また、利子補給負担率につきましては、町が2分の1、県が2分の1となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育次長兼課長。

○教育次長兼課長（蜂谷文也君） 主要事業説明資料3をご覧ください。

10款2項1目小学校費、小学校特別支援教育環境整備事業につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては9ページ下段になります。

今回の補正につきましては、令和8年度に町内の小学校へ車椅子を利用する児童の入学が予定されていることから、階段の昇降に対応する設備などを整え、児童が安心して学べる環境

を整備するものです。

添付の資料をご覧ください。

今回整備する車椅子用階段昇降機の使用イメージを掲載しております。こちらの昇降機につきましては、キャタピラーにより自走できるもので、実際に使用する階段に移動して利用できる、場所を選ばないタイプになっております。ふだん使用している車椅子のまま昇降機に乗り降りすることができることから、教員の負担軽減にもつながります。最大で230キロまでの重さを昇降でき、職員の体制としましては、操作に慣れるまでは2人で対応するよう学校側とも調整してまいります。その後は1人でも十分操作が可能となっており、見学したいずれの学校でも1人で操作・運用しておりました。

今回の機器は、階段へ直接設置するタイプに比べ、工事が不要となり、中学校などへ進学した場合でもそのまま利用することができ、さらには消防法などによる届出も不要であることから、近年、学校現場で利用が進んでいる機器となっております。

主要事業説明資料に戻っていただき、事業概要をご覧ください。

事業概要となりますが、1の役務費として、導入後の初期点検料5万6,000円、階段昇降機の操作講習に係る手数料4万3,000円を計上しております。

2の備品購入費では、車椅子用昇降機1機388万9,000円、段差解消のためのスロープとして、取り外しが容易なアルミ製のスロープ2基分47万9,000円、全体事業費として442万4,000円を計上するものであります。

今回の階段昇降機については、受注生産となり、発注から3か月から4か月必要となることから、発注事務等も踏まえまして今議会で補正するもので、できる限り早い段階で整備を行い、4月から児童が安心して就学できるよう、万全を期してまいりたいと考えております。

説明については以上となります。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 主要事業説明資料はございませんが、補正予算事項別明細書7ページをお願いいたします。

2款総務費1項6目財産管理費のテレビ受信料につきましては、公用車に係るカーナビゲーションシステムにおいて、テレビ受信が可能なものについて契約すべき受信機として、日本放送協会へ報告し、その使用料を補正する内容となっております。

今年の3月から4月にかけて、全国の自治体において、公用車に設置されたテレビ放送を受信できるカーナビゲーションシステムに係るNHK受信料未契約の報道を受けまして、

町で保有する全車両66台について調査したところ、16台についてテレビ受信が可能なものと確認が取れました。このうち、一般会計では13台、水道事業会計では3台となっており、かかる必要経費については、おのおのの会計で補正予算に計上しているところであります。

なお、受信料未契約分につきましては、現在、NHK仙台放送局へ修正申告を行うことで協議を進めるところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第51号 令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第51号令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第51号令和7年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和6年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰出金、並びに令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に対応するため、国民健康保険賦課システムの改修に係る委託料及び財源である国庫補助金について補正するものであります。

これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第52号 令和7年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第52号令和7年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第52号令和7年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和6年度決算に伴う繰越金を一般会計へ繰り出しするもので

あります。

また、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に対応するため、後期高齢者医療システムの改修に係る委託料及び財源である国庫補助金について補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第53号 令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第16、議案第53号令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第53号令和7年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和6年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰出金について補正するものであります。

また、令和6年度介護給付費の確定による国、県及び支払基金への返還金について補正するものであり、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第54号 令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）

（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第54号令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第54号令和7年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和6年度決算に伴う繰越金について補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 18 議案第 55 号 令和 7 年度松島町水道事業会計補正予算（第 2 号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第55号令和 7 年度松島町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第55号令和 7 年度松島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、公用車に設置されているカーナビゲーションの受信料を補正するものであります。

これにより、水道事業費用の総額を 6 億984万9,000円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） ここでちょっとお諮りします。この後、日程第19号から56号まで、決算認定に関する議案でございます。町長からの報告もございます。長くなりますので、その前に少し早いんですけれども休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） それでは、再開13時といたします。

午前 11 時 42 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続きまして、再開いたします。

日程第 19 議案第 56 号 令和 6 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 20 議案第 57 号 令和 6 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 21 議案第 58 号 令和 6 年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 22 議案第 59 号 令和 6 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 3 議案第 6 0 号 令和 6 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 4 議案第 6 1 号 令和 6 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 5 議案第 6 2 号 令和 6 年度松島町水道事業会計決算認定について

日程第 2 6 議案第 6 3 号 令和 6 年度松島町下水道事業会計決算認定について

○議長（色川晴夫君） お諮りいたします。日程第19、議案第56号から日程第26、議案第63号までは、令和 6 年度各種会計歳入歳出決算認定に関する議案であり、関連がありますので、一括議題としたいと思います。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

日程第19、議案第56号から日程第26、議案第63号までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第56号から議案第63号まで、令和 6 年度松島町一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計の決算を上程しておりましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

各種会計の決算審査につきましては、丹野、後藤両監査委員に詳細な審査をしていただきましたことに対し感謝を申し上げます。両委員からご指導いただきました点につきましては、今後の町政運営に反映させてまいります。

決算書及び関係資料につきましては既に配付しておりますので、詳細は省かせていただきまして、決算の概要を申し上げます。

令和 6 年度一般会計の決算につきましては、歳入総額72億6,057万8,000円に対し、歳出総額69億3,887万2,000円となり、歳入歳出差引額 3 億2,170万6,000円をもって決算しております。

歳入歳出総額から繰越明許費繰越額5,756万2,000円及び事故繰越し繰越額6,517万円4,000円を足し合わせた、計 1 億2,273万6,000円を差し引いた 1 億9,897万円が実質収支額となっております。

この実質収支額のうち、1 億2,000万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

令和 6 年度予算に対する歳入の収入率は92.85%、歳出の執行率は88.73%となっております。

町税につきましては、徴収率98.9%となり、個人町民税の定額減税の実施、令和 6 年度評価

替えによる固定資産税及び都市計画税が減となったことなどにより、町税全体で6,751万円の減収となりました。

それでは、歳出の主な事業費につきまして説明申し上げます。

議会費につきましては、議会運営に関する経費であります。

総務費の一般管理費につきましては、職員の資質向上や知識・技能の習得を図るための研修や、職員の健康維持を図るため労働環境の整備や健康診断などの福利厚生事業を実施しました。

広報広聴費につきましては、毎月発行の「広報まつしま」に掲載するお知らせ記事において、縦書きから横書きとするなど、より見やすく、読みやすい紙面づくりに努めました。あわせて、町ホームページをはじめ、テレビ回覧板やLINEを含めた各種SNS等を活用し、適時の情報発信に努めました。また、行政相談及び無料法律相談を定期的で開催し、町民の不安解消の一助となるよう努めました。

財産管理費につきましては、入札監視委員会の開催及び庁舎の維持管理並びに普通財産の管理等を行いました。また、令和5年度決算に係る財務諸表を作成し、公表しました。

企画費につきましては、令和6年度から令和7年度にかけて策定する次期長期総合計画において、町民や関係団体で組織する「まちづくり検討委員会」及び職員で組織する「まちづくり検討庁内委員会」を各5回実施し、現行計画の施策評価を行うとともに、将来のまちづくりに関する課題等の整理を行いました。また、総合計画審議会におきましては、次期長期総合計画策定における諮問及び策定状況の説明並びに各委員会の実施内容報告を定期的に行いました。

景観形成につきましては、景観条例、景観計画に基づく景観形成に関する事前協議等を通じ、景観を生かしたまちづくりの推進に努めました。

企業誘致につきましては、宮城県主催の企業立地セミナーへの出展等をはじめ、これまで関係を築いた企業とは、誘致に係る面会を個別に重ね、本町の取組や産業用地の進捗等を紹介し、立地に向けた協議を行うなど、様々な機会を捉えた誘致活動を実施しました。

定住促進事業につきましては、子育て世帯や新婚世帯並びに首都圏からの移住者等、幅広い世代を対象とした移住・定住支援の継続実施と併せまして、首都圏で開催する移住・定住フェア等への出展や個別相談を通じて、町の魅力をはじめ移住後の生活が想像できるようなPRにも努め、移住者増につながるよう取り組みました。また、空き家バンク事業において不動産取引等関連協会と協定を締結し、協力業者の専門的な知見を踏まえた、より効果的な事

業の運営を実施し、空き家等の流通促進が図られました。

交通安全費につきましては、交通安全ルールの周知やマナーの向上を図るため、交通安全指導員による交通安全教室や街頭指導を行ったほか、松島町交通安全母の会などの関係団体と連携した広報活動等を実施し、交通事故の防止に努めました。また、見通しの悪い交差点へのカーブミラーを設置するなど、交通安全施設の維持管理に努め、安全安心な交通環境を整備しました。なお、令和6年12月23日に「交通死亡事故ゼロ2年間」を達成し、宮城県知事並びに宮城県警察本部長から「褒状」と「賛辞」が授与されました。

諸費につきましては、防犯指導隊や警察等の関係機関と連携し、定期的な防犯パトロールを実施するとともに、犯罪が増加する傾向にある年末年始等に地域安全運動を実施したほか、警察などからの情報提供を基に、不審者情報や特殊詐欺情報を、安全安心メールや各種SNSを活用して迅速に提供し、犯罪被害の防止に努めました。また、各地区への防犯灯のLED化や電気料金の助成を行うなど、犯罪が起きにくい環境の整備に努めました。

電子計算費につきましては、基幹系システム、公会計システムの運用を継続するとともに、令和7年度末までに移行が義務化されている自治体情報システムの標準化・共通化の進捗を図りました。また、松島DX推進基本方針に基づき、申請書作成支援システムや音声認識文字入力ソフトの導入など、行政サービス及び行政事務の効率化を目指した取組を実施しました。

町民バス運行費につきましては、より安全で安心な運行体制を構築するため、令和6年4月から民間事業者に運行業務を委託し、町内全域における通勤・通学・外出のための移動手段の確保に努めたほか、バス運行状況を即座に把握できる「バスロケーションシステム」を導入し、利便性の向上を図りました。

施設管理費につきましては、集会施設等の適切な維持管理に努めたほか、集会施設の個別施設計画に基づき、地域との協議が調った反町支館の解体工事を実施しました。

ふるさと納税費につきましては、インターネット上の受付窓口であるポータルサイトを拡充し、町の魅力を発信するとともに、返礼品事業者の販路拡大に努めました。

地方創生費につきましては、本町を応援していただける企業からの寄附を募り、町の重点戦略に係る財源として充てることで、事業実現への推進を図りました。

定額減税補足給付金事業費につきましては、急激な物価高騰から町民の生活を守ることを目的として、定額減税補足給付金を2,611人に、合計1億729万円を給付し、経済的負担の軽減を図りました。

物価高騰対応重点支援地方創生事業費につきましては、エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を受けている町民や事業者に対し、生活の維持や事業継続等に資するための全5事業を実施し、住民生活や地域経済に対する支援を行いました。

戸籍住民基本台帳費につきましては、本人確認を適正に行い、個人情報の保護に努めながら諸証明やマイナンバーカードの交付等を行いました。また、令和7年5月26日から開始される戸籍の振り仮名対応に係るシステム改修を含む準備作業等を行いました。

選挙費につきましては、解散に伴う衆議院議員総選挙を施行しました。

民生費の社会福祉総務費につきましては、地域の社会福祉向上を図るため、民生委員児童委員への活動支援や、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉団体への助成を行いました。

障害福祉費につきましては、障害のある方に障害者総合支援法などにに基づき医療、補装具、日常生活用具等について給付を行い、社会参加の支援や経済的負担の軽減を図りました。

老人福祉費につきましては、高齢者福祉助成事業として、高齢者等のタクシー利用助成及び紙おむつ購入費助成を行いました。また、ひとりぐらし老人等緊急通報システム事業や宅配夕食サービス事業を継続的に実施しました。

保健福祉センター管理費につきましては、利用者が長期的に安心して利用できるよう、大規模改修工事令和6年度分を実施し、施設の保全や安全管理に努め、修繕等を適切に実施しました。

物価高騰対応重点支援給付金事業費につきましては、物価高騰の影響が大きい住民税非課税世帯等に給付金を支給し経済的負担軽減を図りました。

児童措置費につきましては、子育て世帯への生活の安定と児童の健全な育成に資することを目的とした児童手当の支給について、支給対象を高校生年代までに拡充し、支給を行いました。

保育所費につきましては、2歳児クラス的环境改善のためにエアコン1台を増設する工事を実施するとともに、必要な修繕や備品を購入するなど、児童が安心して過ごせる保育環境の整備を図りました。

母子福祉費につきましては、母子・父子家庭に医療費の一部を助成し、独り親家庭等の医療機関の確保と経済的負担の軽減を図りました。

子ども医療費対策費につきましては、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子供の通院・入院を医療費助成の対象とし、医療機会の確保と経済的負担の軽減を図りました。

子育て支援事業費につきましては、子育てに関する各種相談並びに子育て講座を行い、安心

して楽しく子育てができるように支援を行うとともに、こども家庭センターが中心となり、関係機関と連携しながら、児童虐待の予防に努めました。また、町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を定める松島町子ども・子育て支援事業計画（第三期）を策定しました。

児童館費につきましては、児童館及び留守家庭児童学級について、新たに指定された指定管理者と密に連携を取りながら、適正な管理・運営に努めました。

低所得者の子育て世帯への加算給付金事業費、低所得者の子育て世帯への加算給付金事業費（第二号）及び令和5年度からの繰越事業である低所得者の子育て世帯への加算給付金事業費につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う影響が大きい住民税非課税世帯等への子育て世帯に対し、子育て世帯加算給付金を支給し、経済的負担の軽減を図りました。

保健衛生総務費につきましては、医師会及び医療機関と連携を図り、地域の医療体制を維持・確保したほか、今後12年間町が取り組む健康づくり施策の指針として、健康増進総合計画を策定いたしました。

予防費につきましては、新型コロナワクチンの定期接種化に合わせ接種体制を構築しました。また、子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種及び風疹の追加的対策の終了を踏まえ、啓発・接種勧奨に努めました。

健康館費につきましては、安全に利用できるよう、施設設備の定期点検、修繕、管理を行いました。

母子衛生費につきましては、不妊検査費・不妊治療費の助成を実施し、子供を持ちたいと希望する夫婦への経済的支援の拡充を図りました。また、3歳児健診に視覚スクリーニング検査を導入し、弱視の早期発見・早期治療につなげました。

環境衛生費につきましては、ゼロカーボンシティの実現に向け、環境に優しいプラグインハイブリッド車を導入したほか、家庭や職場でできる身近な取組やごみの分別方法等をまとめたガイドブックを作成し、温暖化対策への意識の醸成を図りました。また、地域でのごみゼロ運動や秋の一斉清掃活動とともに、公衆衛生組合連合会と連携した殺虫剤の配布や清掃活動のほか、環境美化推進員による、ごみ出し指導や定期的な不法投棄の巡回パトロールなどを引き続き実施し、衛生環境の向上に努めました。

長寿健康対策費につきましては、後期高齢者を対象とした健康診査や運動教室、保健指導を実施し、健康状態の改善を図りました。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費につきましては、令和5年度まで実施した特例臨時接種の事務精査を行い、接種業務を完了いたしました。

塵芥処理費につきましては、これまで燃えるごみとして回収していた「プラスチック製品」の分別収集を令和6年4月から開始し、ごみの減量化と焼却するごみの量を削減することによる温室効果ガス発生抑制に努めたほか、「ごみカレンダー」や広報を通じて、ごみの適正排出に係る周知、啓発を行いました。また、災害時に発生する廃棄物の処理方法等をまとめた「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時に適正かつ迅速に廃棄物の処理を行うための体制確保に努めました。

勤労青少年ホーム費につきましては、施設等の窓口業務を社会福祉法人松の実福社会へ委託し、住民が利用しやすい環境維持と適切な管理に努めました。

労働諸費につきましては、松島町シルバー人材センター及び塩釜建設技能者訓練協会の支援による就労支援を実施し、また、東北労働金庫と連携し継続して町内に居住または働く勤労者に向け融資制度を実施しました。

農業委員会費につきましては、農地法に基づく農業者の農地利用支援、地域の担い手への農地集積・集約化を実施しました。

農業振興費につきましては、農業経営安定のため米の安定供給に向けた支援を実施しました。

農地費につきましては、農村の多面的機能の維持保全のため、地域活動支援を継続して行いました。また、ため池のネットフェンス設置工事を実施しました。あわせて、県営土地改良事業として、関係市町村と連携し志田谷地排水機場等のポンプ設備の更新を実施しました。

園芸振興費につきましては、まつの市等地産地消を推進するイベントの開催、町花セッコクの培養等、関係団体への支援を実施しました。

畜産振興費につきましては、和牛団体への優良子牛生産の支援を実施しました。

林業振興費につきましては、引き続き松くい虫防除対策及び特別名勝の松林保全として、宮城県と合同による空中散布と地上散布による防除事業を実施するとともに、樹幹注入及び被害木の伐倒駆除を継続して行うとともに、抵抗性松植樹箇所の下刈り事業を実施しました。

水産業振興費につきましては、海水温の記録的高温による養殖水産物のへい死等被害により、生産経営が厳しい状況にありましたが、カキ衛生対策及び松島産カキPR事業、アサリ稚貝撒布の支援を継続して実施しました。

漁港管理費につきましては、県営事業として、磯崎漁港の防波堤防食工事を実施し、施設の機能保全を図りました。

商工業振興費につきましては、利府松島商工会と連携して地元業者の経営支援や、創業者向け講座の開催、松島ブランド推進事業及び販路拡大支援事業を補助するほか、独自の創業者支援事業を継続し、また、町内金融機関と提携して、中小企業・小規模企業者向けの融資あっせん及び保証料の補給を実施しました。

観光行政費につきましては、松島を拠点とする広域周遊を見据えた「滞在型観光」を促進するため、パンフレットの作成及びウェブ掲載を実施し、宿泊客の誘客に努めました。

国際交流関係経費につきましては、世界で最も美しい湾クラブ事業として、世界海洋デーに合わせ、手樽海浜公園の清掃活動を行い、松島湾の取組を情報発信しました。また、インバウンド対応については、台北市で開催された「宮城県教育旅行説明会」に参加し、町のPRを行いました。

施設維持管理経費につきましては、観光施設及び駐車場、公衆トイレ等の維持管理を行い、観光客が安全で快適に利用できる環境整備に努めました。

文化観光交流館費につきましては、指定管理者とともに利用者が使用しやすい環境づくりと町民が集う場の醸成づくりに努めました。5年ぶりとなる「アトレ・るまつり」では女子プロレス観戦に多くの来場者がありました。

道路維持費につきましては、町道の側溝改良工事及び区画線工事と舗装補修工事を実施し、道路環境の保全を図りました。また、町道等のパトロールを定期的の実施し、危険箇所の早期発見や補修を実施しました。道路除草においては町による除草のほか、各地区の協力を得て安全な道路環境維持に努めました。

道路新設改良費につきましては、品井沼地区道路整備事業として、道路整備工事を実施しました。

都市計画総務費につきましては、初原地区開発区域において、令和6年2月に着手した松島町初原土地区画整理事業に係る仙塩広域都市計画用途地域及び地区計画変更決定の法手続並びに指導・助言を行い、事業推進を図りました。

公園管理費につきましては、運動公園及び温水プールの管理運営を指定管理者と連携し、利用者が安全・快適に活動できる施設の提供に努めました。

街路事業費につきましては、都市計画道路、根廻・初原線道路整備事業で、根廻側の道路整備工事を実施し、事業の推進に努めました。

木造住宅等震災対策事業費につきましては、大規模地震において一般木造住宅やブロック塀の倒壊による人的被害を防止するため、耐震診断助成事業並びに危険ブロック塀等除却事業

を実施しました。

非常備消防費につきましては、秋や春の火災予防運動期間において、各家庭へのチラシ配布や広報車による広報活動により、防火意識の向上を図るとともに、消防団活動を安全かつ円滑に行うため、高視認性の雨衣を配備したほか、老朽化した第4分団小型動力ポンプ付軽積載車や各分団に配備している消防ホースの更新を図るなど、消防資機材の整備に努めました。また、本町を会場に開催された塩釜地区二市三町連合演習では、塩釜地区管内の消防団が一堂に会して演習を行うことにより、管内全体の消防力が強化され、さらには、夏季訓練や実災害を想定した総合防災訓練を通じて、消防団の対応力向上を図りました。

災害対策費につきましては、自主防災組織の訓練時において、更新した防災マップを活用した、各地区の災害危険箇所説明等を行ったほか、総合防災訓練時には、各地区と連携して避難所運営訓練を実施するなど、地域における防災力の強化に努めました。また、災害時には迅速な判断、対応が迫られることから、被害状況に応じた対応について職員を対象とした図上訓練を行うとともに、総合防災訓練においては、新たな試みとして、災害対策本部と避難所との映像情報を共有する訓練や、宮城県と連携した自然災害アプリを活用した訓練を行いました。さらには、JRと連携して列車からの避難訓練を実施するなど、様々な場面を想定した訓練を通じて、有事の際の対応力の向上を図りました。

避難施設管理費につきましては、乳幼児や高齢者など、幅広い年齢層に対応できるよう、計画的に備蓄品を購入したほか、災害時に円滑に避難者を受入れできるよう、避難施設や避難場所等の適正な維持管理を行いました。

教育費につきましては、松島町教育大綱及び松島町教育振興基本計画に基づき、学校・家庭・地域が協働し、「誇りと絆を育みしなやかに生きる松島人」の育成を推進するための教育環境の整備を行いました。

事務局費につきましては、教育指導専門員を引き続き雇用し、幼稚園・保育所・認定こども園と各小学校との連携を図ることを目的とした連絡協議会を設置し、「架け橋プログラム」の推進を図りました。また、「子ども国際観光科」においては、教師と外国語指導助手（ALT）の協同により、児童の英語コミュニケーション能力の育成と「ふるさと松島」の歴史・文化の継承に努めました。

心のケア不登校対策につきましては、松島町子どもの心のケアハウス「もみの木教室」の運営やスクールソーシャルワーカーの配備を継続し、様々な問題を抱える児童生徒への学習指導と、その保護者に対する教育相談など、個々の実情に応じた支援の充実を図りました。

小・中学校費につきましては、施設や設備の維持管理、教材備品等の整備に努めたほか、各学校において防犯カメラ設置工事を実施し、学校施設における安全・安心な教育環境の整備に努めました。また、ICT支援員を各学校に巡回配置し、児童生徒及び教員のICT活用能力の向上に努めました。

社会教育総務費につきましては、地域・学校・家庭との協働により展開し、各種社会教育事業を実施しました。

公民館費につきましては、子供から大人まで多様な学習機会となる「和菓子教室」や「エービーシーデイキャンプ」、「ドローン親子体験教室」などの各種教室を開催しました。

文化財保護費につきましては、特別名勝松島の現状変更申請等を適正に処理し、町の自然や景観の保全に努めました。

町民の森費につきましては、施設の安全な利用のため、円形広場の老朽化した大型遊具を撤去しました。

町史編纂費につきましては、町史の執筆に必要となる資料の調査、執筆者との打合せ会の実施、方向性について指導していただく町史編さん委員会の開催を行い、事業の進捗に努めました。

保健体育総務費につきましては、スポーツ推進員や松島町スポーツ協会と連携・協力し、町民の健康増進とスポーツ振興に取り組みました。

給食施設費につきましては、園児や児童生徒の成長に必要な栄養バランスの取れた献立づくりに努めるとともに、施設内の衛生管理の徹底や設備の整備、維持管理を行うことで、安全で安心な学校給食の提供を実施いたしました。また、町内産の米や野菜などの食材を使用することで、地場産品の利用促進を図るとともに、全国学校給食週間における宮城県の特産品や郷土料理を取り入れた献立や、栄養教諭による食育指導を基に生徒が考案したメニューの提供を行い、食への関心や知識の向上を図りました。

幼稚園費につきましては、施設や設備の維持管理に努めたほか、各幼稚園において防犯カメラ設置工事を実施し、安全・安心な幼児教育環境の整備に努めました。また、幼稚園無償化に伴う施設等利用給付事業により、子育て世代への支援を行いました。

農地災害復旧費につきましては、令和6年6月の大雨で被災した農地の復旧工事を実施し、復旧が完了しました。

公共土木施設災害復旧費につきましては、令和6年6月の大雨で被災した施設の復旧工事を実施し、復旧が完了しました。また、町道松島・磯崎線橋梁外の災害復旧工事に関連する、

建物等への工事損失補償を行いました。

続きまして、各特別会計の決算について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額16億3,966万9,000円に対し、歳出総額16億2,216万7,000円となり、歳入歳出差引額1,750万2,000円をもって決算を行っております。

この実質収支額のうち、1,150万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

国民健康保険の健全な運営、被保険者の適切な医療給付等に努めるとともに、マイナ保険証を基本とする制度へ対応した事務を行いました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額2億5,819万8,000円に対し、歳出総額2億5,705万8,000円となり、歳入歳出差引額114万円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携の下、市町村事務とされている保険料決定通知書送付や保険料徴収事務、各種申請書等の受付事務を行うとともに、新たに後期高齢者医療保険への加入者となった方には、制度移行による納付の混乱に特に配慮し、事務を実施しました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額21億92万円に対し、歳出総額20億4,343万3,000円となり、歳入歳出差引額5,748万7,000円をもって決算を行っております。

この実質収支のうち、3,000万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

介護保険事業につきましては、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の初年度として事業運営を行いました。全戸に介護保険ガイドブックを配布し、介護保険制度の普及啓発を図るとともに、介護予防について、通所の介護サービス事業所や介護予防教室において、リハビリ専門職等による講話や体操などの実技指導を実施しました。また、元気塾等、住み慣れた地域での介護予防教室を継続的に実施しました。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入総額972万3,000円に対し、歳出総額972万3,000円となり、歳入歳出差引額ゼロ円をもって決算を行っております。

介護サービス事業特別会計につきましては、総合事業事業対象者及び要支援認定者に対し、介護予防ケアマネジメント及び介護予防計画を作成し、関係事業者への助言や指導、連絡調整により在宅生活を支援しました。

観瀾亭等特別会計につきましては、歳入総額1億3,014万6,000円に対し、歳出総額1億1,993万2,000円となり、歳入歳出差引額1,021万4,000円をもって決算を行っております。

この実質収支額のうち、600万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積立てするものであります。

観瀾亭費につきましては、仕入れコストに留意しながら売上げ向上を図り、利益向上につなげました。また、「月の松島 i n 観瀾亭」を実施し、松島の月景色の魅力発信に努めました。

福浦橋につきましては、地場製品の紹介と販売を行うとともに、日本遺産と松島湾環境保全をセットにしたツアー広告を実施し、松島の豊かな自然と歴史文化の魅力発信に努めました。

水道事業会計につきましては、令和6年度水道事業の業務量として、年度末給水人口1万2,820人、年度末給水戸数5,745戸、年間総配水量192万3,000立方メートル、年間有収水量159万立方メートルとなりました。

水道事業収益につきましては、5億2,922万2,000円となり、主に水道加入金の増により、前年度に比して430万4,000円の増額となっております。

水道事業費用につきましては、5億2,737万7,000円となり、主に受水費及び減価償却費等の増により、前年度に比して1,432万3,000円の増額となっております。

資本的収入につきましては、国道346号配水管移設設計業務委託に係る負担金を受け入れております。

資本的支出につきましては、吉崎配水管布設替工事等を実施しました。

資本的収支としましては、資本的収入270万円に対し、資本的支出1億2,565万5,000円となり、収支不足額1億2,295万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金等により補填しております。

下水道事業会計につきましては、令和6年度下水道事業の業務量として、年度末処理区域面積294.7ヘクタール、処理区域内人口9,438人、水洗化人口9,025人となり、水洗化率95.62%、年間処理水量は155万立方メートル、年間有収水量は122万9,000立方メートルとなりました。

下水道事業収益は10億2,758万円、下水道事業費用は9億6,553万5,000円となり、6,204万5,000円の純利益が生じました。

資本的収入につきましては、受益者負担金のほか、建設改良工事等に係る補助金、企業債を受け入れております。

資本的支出につきましては、未整備地域の下水道管布設工事等を実施しました。

資本的収支としましては、資本的収入2億8,703万7,000円に対し、資本的支出4億5,352万9,000円となり、収支不足額1億6,649万2,000円は過年度分損益勘定留保資金等により補填しております。

ただいま、一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計の決算概要について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 大変ご苦労さまでございました。

以上で議案第56号から議案第63号までの議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第27 報告第4号 令和6年度松島町健全化判断比率について

日程第28 報告第5号 令和6年度松島町資金不足率について

○議長（色川晴夫君） お諮りします。日程第27、報告第4号及び日程第28、報告第5号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告であり、関連がありますので、一括して報告を求めたいと思います。なお、報告の朗読については省略させていただきたいと思います。

このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

報告第4号及び報告第5号の説明につきまして説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第4号令和6年度松島町健全化判断比率について、ご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し令和6年度松島町健全化判断比率の4指標について報告いたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、連結実質赤字比率については、松島町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。両比率とも実質赤字がないため、財政健全化法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ「^{なし}」と記載しております。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、7.6%と昨年度に比べ比率が上がっております。

なお、財政健全化法での早期健全化基準は25%であります。地方債の許可・協議団体の判断基準は、これまでどおりの18%であります。

将来負担比率につきましては、松島町の一般会計の地方債現在高等のみならず、特別会計の地方債償還に充てる一般会計繰出見込額及び一部事務組合・広域連合等の地方債償還負担金

など、令和6年度以降に一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。令和6年度決算では、将来負担額が充当可能財源額を上回り、将来負担比率は6.7と示されております。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

以上で令和6年度松島町健全化判断比率についての報告とさせていただきます。

報告第5号令和6年度松島町資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、令和6年度松島町資金不足比率について報告します。

資金不足比率につきましては、事業規模に対する資金の不足額の比率であり、地方公営企業法の適用を受けている水道事業会計・下水道事業会計及び地方公営企業法に準じた観瀾亭等特別会計が該当し、令和6年度決算では資金不足額がないため、財政健全化法第22条第3項において準用する法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、各会計において「^{なし}」と記載しております。

この資金不足比率については、各公営企業の資金不足比率（経営健全化基準）が20%を超えると一般会計等と言う早期健全化基準に該当し、経営健全化計画の策定が必要となります。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

以上で令和6年度松島町資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 安土財務課長。

○財務課長（安土 哲君） 令和6年度の健全化判断比率、資金不足比率についてご説明させていただきますので、A4横使い、報告第4号及び報告第5号の健全化判断比率等についての参考資料をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

健全化判断比率として4つの財政指標について町の財政状況を客観的に表すもので、国が示した計算方法により求めるものであります。その結果、4つの比率は記載の数値でございます。早期健全化基準及び財政再生基準には至っておらず、健全な状態であると言えます。

2ページ以降、この比率を求める際の基礎となる項目と金額などを記載しております。

2ページをお願いいたします。

左上の表が一般会計等に生じている赤字の大きさを示す実質赤字比率を求めたもので、令和6年度実質赤字比率はマイナス4.68%となっております。そのほかの表が松島町の全会計に生じている赤字の大きさを示す連結実質赤字比率を求めたもので、その結果は、このページ

右下に記載してあるとおり、マイナス35.70%となっております。このように実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナスとなっております。このことは赤字を生じていない黒字であるということを示しております。

3ページをお願いいたします。

3ページから5ページまでの表は、地方公営企業法の適用を受ける水道事業会計及び下水道事業会計、並びに同法に準ずる観瀾亭等特別会計の資金不足や資金不足比率を求めたものです。

3ページの表の右側の(8)に資金不足額または剰余額を表しております。

水道事業会計では約11億2,097万円の剰余額、下水道事業会計では9,253万円の剰余額と、また、観瀾亭等特別会計も剰余額を有しており、資金不足にはなっていないことが示されております。

4ページをお願いいたします。

資金不足比率につきましては、資金不足額を営業収益の額、または営業収益に相当する収入の額など、事業規模で除して求めるものであります。その結果、プラスの数字で高ければ高いほど経営状況は悪化していると言えるものですが、本町の場合、水道事業会計の資金不足比率の計算結果はマイナス221.58%、また、5ページの記載のとおり、下水道事業会計の資金不足比率の計算結果はマイナス30.01%となり、観瀾亭等特別会計の資金不足比率の計算結果は、分子の資金不足額がゼロでありますので、分母の事業規模に関係なくゼロとなっております。

このことから、本町の水道事業会計及び下水道事業会計並びに観瀾亭等特別会計は、資金の不足はしていないということになります。

6ページをお願いいたします。

この表は地方債などの負担額の大きさを示す実質公債費比率を求めたもので、3年間の平均で表すものとなっております。①から⑮までの数字は、国の統計調査である決算統計や普通交付税の算出の際に使用する数値などから求めたもので、これを基に国が示した計算方法で算出したものであります。

この結果、実質公債費比率は7.6%で、前年度より0.1ポイントの増となりました。単年度で見ますと、実質公債費比率が昨年度より減となった要因としましては、表⑬の普通交付税額が、令和5年度と比較し約5,900万円の増となっております。これは分母の額が増えたことによるものであります。また、3か年平均による実質公債費比率が0.1ポイント増となった主な

要因としましては、算定から外れました令和３年度の単年度比率が6.59554でありましたが、令和４年度及び令和５年度の単年度収支比率が、おのおの令和３年度の単年度比率より約1.3ポイント高いことが影響しております。

７ページをお願いいたします。

この表は将来負担比率を求めたものであります。

この将来負担比率は、地方債や債務負担行為に関わるもの、本町が負担する一部事務組合の公債費残高など、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標として計算するものです。

この計算は、このページの下の方のとおりでありまして、令和６年度の将来負担比率は6.7%となります。

将来負担比率が、昨年度「^{なし}」が6.7%となった主な要因としましては、この表中、充当可能財源等の一番左側の充当可能基金が、令和５年度より約４億5,700万円減少したことが影響しております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 報告が終わりました。

日程第29は一般質問に入るわけですが、ここで約１時間となりますので、一般質問は休憩後に入りたいと思います。そのことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認め、休憩に入ります。14時10分、14時10分から再開です。

午後１時５３分 休 憩

午後２時１０分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第２９ 一般質問

○議長（色川晴夫君） 日程第29、一般質問に入ります。

通告の順序に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上、質問願います。

１ 菅野隆二議員。

〔１ 菅野隆二君 登壇〕

○1 番（菅野隆二君） 1 番、菅野隆二でございます。

一般質問をさせていただきます。

今回、任期最後の一般質問でございます。4 年間いろいろと質問させていただきましたが、なかなかうまくならず、いろいろと勉強してきたんですが、今日もいろいろと最後なので前口上をたっぷりやろうかなと思ったんですが、質問をいっぱい入れ込み過ぎましたので、本題のほうに早速行きたいと思います。

まず、本町が長期総合計画において「子育て」を重点戦略の 1 つに掲げ、子育て支援ポータルサイトの開設、入学祝金事業の対象拡大、妊婦のための支援給付事業など、子育て環境の充実に向けて積極的な取組を進められていることに心より敬意と感謝を申し上げます。

しかしながら、町内の年間出生数は 50 人を下回るという大変厳しい状況にあります。若年層の町外流出も続き、このままでは将来的に子育て世代が減少し、地域の持続性に深刻な影響を及ぼしかねません。

少子高齢化が進む中で、若い世代が安心して家庭を築き、子供を育てられる環境を整えることは、松島町の未来を左右する重要な課題であります。

特に若年層の町外流出が続いていることは、将来的な子育て世代の減少を意味し、今後の施策においては、既に子育てをしている世代だけではなく、これから家庭を築く可能性のある若年層へのアプローチが不可欠であると考えます。

少子高齢化が進む中、若い世代が安心して家庭を築き、子供を育てられる社会の実現は、松島町の持続性に直結する極めて重要な課題です。

町の子ども・子育て支援事業計画において、妊娠期から学童期、その後まで切れ目のない支援が図られていることは、私自身も 10 月に子供が生まれる当事者の 1 人として大変心強く感じております。

結婚・妊娠・出産・子育ては、個別の出来事であると同時に、連続した人生の流れです。その流れの中での、行政支援が途切れることなく各段階で継続される切れ目のない支援が重要であるとの当局の考えには、私も賛成です。だからこそ、その入り口である結婚にももう少し着目してもよいのかなと個人的には感じております。

結婚は、多くの場合、出産・子育ての前提となるライフイベントであり、現状では、出生の約 98% が婚姻関係にある夫婦から生まれています。つまり、婚姻数の減少は出生数の減少に直結するということになります。

そこで、本日は、結婚から妊娠・出産・子育てに至るまで、人生の流れ全体を見据えた切れ

目のない支援の在り方について、具体的にお伺いしていきたいと思います。

まず1点目、本町の直近の出生数、婚姻数の現状をどのように捉えておられるのか。また、数値目標の設定はされているのかというところをお伺いします。

○議長（色川晴夫君） まず、1問目ですね。答弁、櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 菅野議員の一般質問について答弁してまいります。

まずは冒頭、10月生まれるというお話を聞きましたけれども、大変おめでとうございます。

まず、議員の今の1問目の質問でありますけれども、令和6年度の出生数は39人、婚姻数については、町民の婚姻数は把握できませんけれども、松島町で婚姻の届出をした件数は135件でした。

10年前と比較すると、出生者数、婚姻届出数とも3分の2に減少しております。最後に出生数が100人を超えていたのが平成16年度の118人でしたので、20年前と比較すると3分の1になっているという現状は、人口減少を抑制し、今後町の発展を目指す上で危機的状況であるというふうに私は捉えております。

また、出生・婚姻数に関する目標数値の設定はしておりませんが、子ども・子育て支援事業計画では、将来推計により、各種事業に関する量の見込みを算出して計算はしております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

その見込みの算出をしているというところだったんですが、すみません、私の勉強不足で申し訳ないんですが、もし数字分かれば教えていただきたいのですが。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 量の見込みは、先ほど町長からの答弁にもあったように事業ごとに算出しているもので、子ども・子育て支援事業計画のご説明をさせていただいたときにも各事業ごとに量の見込みを出しております。

その量の見込みに関しましては、これまでの実績から、また、国の手引によります算出方法、それから、支援事業計画を策定した際のアンケートによりますニーズ調査も参考にしながら推計の数字として出しているものです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。

であれば、誰でしょうか、吉田松陰でしょうか、夢なき者に成功なしという言葉がありますが、目標数というのは、やっぱり何かを進めていくことには必要かなとは思いますが、出生数だったりとか、婚姻数の目標設定の必要性というのはどのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 生まれる数の目標設定なんですけれども、私たち一つ一つ事業を行うための数値ということで量の見込みというのを出示しております、全員必要な事業もあるかと思いますが、そうじゃないときもあると思います。その世代によっても量の見込みというのは変わってきたりするものなので、その事業ごとの実績、先ほど申しましたとおり、実績なんかを基に推計のこれから必要となるであろう量の見込みというのを出示させていただいております。

出生者数の目標は、多ければ多いほどいいと思っております。私が中学生の頃、中学校は7クラスありましたんで、大体300人ぐらい同級生がいたと思うんですが、それと比べてもかなり減っているので、それは悲しいことだなというふうには思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そうですね、せっかくいろいろな事業やっているわけですから、その目標数というか、出生数に関しても設定したほうがいいのではないのかなとは思いますので、その辺もぜひご検討いただければと思います。

あと、また何日か前に、宮城県の小中学校の児童生徒数が過去最少になったというニュースがありましたけれども、松島ですと、大体1学年80ちょっとぐらいの数字ですから、今のこの体制を維持するためにはそれくらい必要なのかなとも思ったりはするんですけれども、現在だと50切っているというところもありますので、その辺の5年間の推移、どのように分析して、小学校、学校の維持をしていくという上でも、やっぱりもうちょっと目標設定したほうがいいとは思いますが、その辺のお話を、お考え、学校維持に関して、80名ぐらい必要だなと思うので、それくらいの最低でも目標設定したほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長、大丈夫ですか。内海教育長。

○教育長（内海俊行君） すみません、私に振られたのかどうか分かんなくて。

学校はある程度、あなたと私という2人だけで子供がいたとするならば、非常に社会性は培

えないわけですね。そしてけんかもして、楽しくほほ笑んだりするということも含めれば、それ相当の数が必要だと思います。今のところ30人学級が一応基本的になっていると思うんですけども、その程度はやっぱり欲しいなと思います。

ただ、これは私がどうのこうのするような話でもないので、目標設定はしたとしても、いたずらに目標クリアするために何とかしなくちゃならないといった場合に、何をすればいいのか、学校として、それはちょっと難しい話になると思いますので、とにかく学校に来てもらう子供たちが、安心して楽しく学校生活を送ればいいなと思うのと同時に、学校が評価されて、松島に行くんだったら、松島に行ったらいい教育を受けられるよというようなのは、これは前にも言っていたと思いますけれども、そういう意味でお手伝いすることができるのであれば、私もやっていきたいなと。今のところそんなにはないんですが、松島は落ち着いて授業ができるという評価で、学級崩壊もしていないし、そういう意味では、ある程度松島に来たいという人がいるんじゃないかと推測します。これは聞いた話でもないんですけども。先生方のほうが松島に行って授業したい、子供たちが落ち着いているという話です。

少子化については、さっき言ったように、ある程度の数が必要だということは私も認識しておりますが、目標を立てて、それに向かって、さあ産めよ、増やせよという話ではないんじゃないかなと。特にそれはセクハラの部分に入ってきますしね。そういう意味で考えております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 私も産めよ、増やせよというところではもちろんないので、後ほどもう一度その辺もお話はさせてもらうんですが、松島は、教育長お話あったとおり、松島町の教育というのはすばらしい、学力も高いということが事実としてあるので、私は今がちょうどいい、あまりに人数多くても多分手が届かないのかなというところもあって、今ぐらいの人数がもしかしてベストなんじゃないだろうかというところ、個人的な考えがありまして、なので、これを維持するためには八十二、三名というところがあるのかなと個人的に思っていましたので、その辺をお聞きしました。

続いて、少子化のところ、これもつい先日、仙台市の10月から出産一時金、独自で9万円上乗せ支給するというニュースありました。分娩費用の平均は58万6,000円ぐらいというところで、多分国から支給される50万円の不足分を補うというところだとは思いますが、もちろん予算的な問題は重々承知しているんですけども、松島町でもやれないのかなと考えま

した。この独自の上乗せ支給に対して、町のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） あんまり詳しく、私、仙台市のこと分析しているわけじゃないですけども、紙面上だけでは読むと、仙台市はこれから少子化に向かっていくということでございますので、大国中国と同じように、今度は自分たちで、やっぱりそういったものに対しての予算を郡市長は立てたのかなというふうに思って見ていました。

この9万円の意味が今後どういうふうに県内の自治体に波及するのかなというのが、来年度以降どういうふうに波及して、もしくは、これが県内だけじゃなくて、県を通じて国のほうに、そういった費用の増額について言っていただければなというふうに思っているのが正直なところであります。

それで、以前、給付金を使って、10万円を2年間だったですかね、子供が生まれたという方に関しましては10万円上乗せをしてやったことがございますけれども、それはあくまでもコロナ対策給付金か何か使ったの事業だったと思いましたので、それが終わったことによって現在はしていませんが、今後は何らかの、額は別として、自分の頭の中では考えなくちゃならないのかなというふうには思っています。ただ、額とは、じゃあ幾ら考えているんですかと言われると、何ぼ何ぼですとは言えませんが、そういう額に行くのか、体制バックアップに行くのか、いずれにしても、今うちがやっていることは結構ベストなことをやっているとは思いますが、それ以上が、また何か可能性があるものがあるのか、担当課と今後詰めて、新年度なら新年度の予算に、反映できるものは反映していきたいと、このようには思っています。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

もちろん町としてもいろいろやっていただいているというのは、もちろん重々承知で、予算がかかってくるので難しいなと思ったんですが、もちろん国としてやってもらえればいいのになというところで、そのつなぎとして。ただ、50人ぐらい、年間なので、450万円ぐらいかなとかと単純に考えたところもありましたので、お聞きしました。ぜひいろいろと検討していただければと思います。

あと、出生以外のところ、婚姻数のお話も先ほどいただきましたけれども、婚姻の促進に向けた取組やっているといるんですが、具体的にどういった取組をやって、どういった効果があったとかというところがあれば、教えていただきたいと思うのですが。

○議長（色川晴夫君） 千葉企画調整課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 婚姻後、新生活のために要した経費等を支援する新婚生活応援事業支援金や、結婚支援センターへの入会経費を支援する出会いサポート事業支援金について、現在実施しておりまして、継続して考えていきたいというふうに捉えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 効果的にはどれぐらい金額を使って、どういった効果が出ているのかというのを、もし分かれば教えていただきたいかったです。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 新婚生活応援事業支援金につきましては、令和5年度で1世帯10万円、令和6年度で4世帯39万6,000円ほどの支援を実施しております。7年度は今のところまだ実績はないんですが、問合せは数件来ておる状況でございます。

同じく結婚支援センターのほうの支援なんですが、令和5年で1件1万円、令和6年度も同様で1件1万円の実績となっております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

新婚さんの応援のところであれば、結婚した方が、そういったものがあるから、じゃあ申請しようかというところがあるとは思いますが。センターへの補助というところはもちろん分かるんですが、その前の段階で、結婚したくなるなとか、松島で結婚したいなと思ってもらえるようなものというのは、何か実際やっているのかどうか、その辺もお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 議員の質問で、直接的に関わっているかというのは、まだ定かではないかもしれませんが、定住促進事業のほうとか移住支援金についても、少しは松島に住んでみようという、そういう結婚を考えている方の思いには、多少なっているのかなというふうな考えで企画調整課としてはおります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

定住の今お話もあったんですが、これ、ちなみに定住のほうは去年ぐらいから予算が減ってきてというところで、いろいろな市町村でもやっていると思うんですが、松島だと土地が安いので、効果があるなと思っていたんですけども、その予算が減っちゃっていたので、もうちょっと今までの件数とかを考えると、やってもいいなと思うんですが、その辺に関しては予算がなくてできないのか、一旦もうその辺は効果として終わったのかとか、その辺のお考えあれば、ちょっと話はずれてしまうんですが、お聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） ちょっとね、質問のね、前もって言っていただければいいんですけども、その辺ね。

答弁。千葉課長大丈夫ですか。千葉課長。

○企画調整課長（千葉忠弘君） 定住支援につきましては、現在も東京で行っている移住・定住フェアにも、県主催なんですが、松島町も積極的に参加しておりますし、ついこの間の件なんですが、松島航空基地の航空祭の際にも、今回初めて観光と一緒に移住・定住のパンフレットを来場者の方に配ったりして、松島をPRしたりしておりますので、予算の関係はあるかもしれませんが、中身のそういう気概につきましては変わらず行っている状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） それで失礼しました。総括で続きはさせていただくので、よろしくお願いいたします。

じゃあ2点目のほう、不妊治療支援の情報発信強化についてのほうなんですが、私も支援をもらいながら不妊治療を行いました。県の補助にプラスで町単独での補助もあり、大変ありがたかったです。ですが、本当にちょっと分かりにくかったというところがありました。簡単に言うと4種類の支援があるわけなんですけど、不妊検査は県、一方、不妊治療は町、生殖補助治療も町、先進医療を実施したら県と。書類もそれぞれ用意しなければならないし、領収書だったり、病院からの証明書をそれぞれ用意しなければならないというような状況でございました。なので、私も全部理解しようとは思ったんですが、私の読解力では全てを理解するのができなくて、職員の方に手助けしていただいて、何とか申請をすることができました。本当に職員の方、親切対応していただいて、本当感謝しております。松島の役場のサービス精神というか、ホスピタリティーマインドというんですかね、そういったものを感じて、松島町民であることを改めてうれしく思った次第でございます。

せっかくいい制度で、職員さんも親切な対応してくれているのに、この分かりにくさ、複雑さというのは、利用率低下につながるのではとちょっと不安になりました。近年、不妊治療に対する理解と支援は進んでおりますが、松島に限らず、実際に治療を検討されている方々からは、制度が複雑で分かりにくいとか、どのような支援が受けられるのか把握しづらいといった声が非常に多い状況です。だからこそ、支援内容を体系的に整理し、分かりやすく提供するための情報発信が必要ではないかと感じました。

先ほど教育長とのやり取りでも言いましたが、少子化だから誰でも彼でも子供をつくったほうがいいなんてことは思っておりません。ただ、子供が欲しいと思ってもなかなかできなかったり、何か不安を抱えている方の背中を押してあげることができるすばらしい支援制度だと思います。ですので、制度が整っていても、それが町民に届かなければ意味がないのかなと思うわけですので、例えば、治療ステージ別に支援内容を整理したチャートだったり、動画の作成、公開、ホームページや窓口の情報提供の強化、チラシの内容に改善余地はないかなど、不妊治療支援の情報整備の強化に向けた取組を検討をされるお考えがあるかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 不妊治療の費用に係る答弁に入る前に、さっきの前段の質問ですけれども、コロナも明けて2年、3年となってきたので、人の出会いもあって、そういった結婚というんですかね、そういうペアマッチングも、数が少しずつ多くなっているのじゃないかなというふうには感じております。何で感じているかというと、庁舎内の職員が、結構今年、寿の方もいらっしゃるので、そういったのを見てみると、いい方向で、喜ばしいことだなということの方向性は見ているんですが、これが、じゃあ松島町内どうなんだという、それから宮城県としてどうなんだ。宮城県とすれば、回れ右トップのほうですから、やっぱりそこはしっかり町も捉えて、県と一緒にどういう方向性に行ったらいいのか、その辺は今後も注視してまいりたいと、このように思います。

それから、不妊治療に係る費用の助成につきましては、県下市町村全て実施するもののほか、本町独自で実施しているものがあり、合わせて4種類の助成項目があります。

周知については、広報、SNSのほか、不妊治療を実施する専門医療機関に直接情報提供を行い、必要な方に届くように配慮はしておりますけれども、詳細なことにつきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） それでは、私のほうから、不妊治療の助成の改めてのご説明と、それから、情報発信の私どもの考え方についてご紹介させていただこうと思います。

実際、4種類ほどの検査を含めた治療内容で助成を行っているということで、2つは県の補助を受けながら自治体が窓口になって行っているもの、残りの2つについては町が独自で行っているということで、県内でも松島を含めて7つしか上乘せの助成は行っていないところなんです。確かに議員さんおっしゃるとおり、大変分かりづらい制度で、窓口で対応する職員のほうでも、それを必死になって勉強しながら行うような制度の複雑さとなっております。そもそも不妊治療の治療方法がたくさんあるということで、その中身がそれぞれおのこの個人さんによって違うというようなことも、受けられるかどうかということについても、そもそも医療機関の先生方のご意見と利用者の方々のお話合いの上でそれが決まってくるということについては、大変複雑で分かりにくいということは、私どものほうでも思っております。

不妊治療の助成については、特に妻である女性側の治療開始年齢によって助成の回数が異なるとか、また、そういった治療の方法が個人によって異なるなんていうような助成内容の詳細を理解することは、そもそもこれから治療しようとする方が全部を分かろうとするのは、理解するというのは難しいのではないかなというふうな、そういった考えの下に、まずは担当課としては、一般の方に対して、まずは町は不妊治療の助成を行っていますよというようなことを分かっていただくという目的で情報発信するのがいいのかなというふうな考えに基づいております。

一方で、医療機関のほうには、町のほうから、助成内容の詳細を情報提供させていただきまして、医療機関に相談や受診があった際には、松島のそういった助成の中身についてご説明をしていただくように、詳細にお伝えいただくようお願いをしているところでございます。

令和6年度の事業開始から現在までの間に、検査費用分については4件、それから、不妊治療分については6件ほど助成を行わせていただいているところで、皆さんいずれも妊娠につながっているという大変喜ばしい状況でありますし、それから、全国的にも6人から10人ぐらゐの出産の中の、出生をした6人から10人に1人の方は、不妊治療を受けての出産ということのデータも実際にはあるという中で、こういった不妊治療が、ますます皆さんに知っていただくことが必要かなというふうに感じておりますので、今後も広報まつしまやSNSなどを活用いたしまして、より一層の周知を図りまして、子供の出生を希望するご夫婦の経済的負担への支援につながるようにしていきたいと思っております。

また、現在、ホームページなどで表している中身について、ちょっと分かりづらさがあるのだとすれば、もうちょっと整理をして、もう少し分かりやすいような内容に変えていくというような、先ほどチラシの内容を工夫してみてもどうかというようなこともございましたので、そういった中身の精査はこれからもしていきたいというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1 番（菅野隆二君） ありがとうございます。

本当に制度としては本当にすばらしい制度で、対応も、私も実際に受けたので、本当にありがたいなと思っていたので、本当によく。これもっと分かりやすく、先ほど課長がおっしゃったように、人それぞれなので、逆にそれがもっと分かりにくいというか、なっちゃうので、その辺を何かフォローしてあげられればなというところと、あとは、不妊検査と不妊治療は、ちょっとイコールのようであるんですけれども、別なところではあるので、不妊検査だけでも受けやすくなってくれたりとか、まず最初の一步としてやれば、もしかして子供を今つくろうかなと考えている方の背中を押すきっかけになるんじゃないかなと思ったので、その辺も分けてとかやっていただければと思います。

なので、今お聞きして、私も知らなかったんですが、単独での補助をやっているのは7つしかないというところでしたので、そういったところもぜひどんどんPRしていただいて、やっていただければ、さらに使う方も増えてくるのかなと思いました。ありがとうございます。

続いて、3点目なんですが、育児や子育てに関する相談体制の現状と強化についてというところでございます。

現在、相談件数の推移だったり、相談内容に傾向は見られるのかというところ、また、対応スタッフの配置状況だったり、さらに支援・フォローアップの具体的な対応状況についてお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 菅野議員の3番目の質問でありますけれども、子供たちが健やかに育つように、妊娠が分かった段階から様々な健康保持目的のサポートや育児支援を、現在実施しております。

個別の支援を必要とする親子には、保健師等の専門職が中心となって継続的に関わっているのが現状であります。

なお、体制の詳細等につきましては担当課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） それでは、相談体制等の内容について、概要を説明させていただきます。

本町では、令和6年度にこども家庭センターを設置しまして、母子保健と児童福祉の連携強化を図り、切れ目のない子育てのサポートを実施しております。

相談支援は母子手帳交付時から始まりまして、面談を通じて、まずは町職員とのつながりを持っていただくということをしていただいております。子供一人一人の支援プランを通じて、出産へ向けたサポートなども行っております。

出産後には、家庭訪問において、育児状況を母親と一緒に確認するほか、産後ケア事業や赤ちゃんほっとサロン、どんぐり保健室等の育児相談会を開催し、あらゆる場面を通じて、専門職による相談機会の確保に努めているところです。

乳幼児期には、各時期に健康診査を行いまして、発達面に心配のあるお子さんに対しては、専門職による個別発達相談を実施するほか、親子で参加できる事業への参加も促しているところです。

本町が行う保護者を対象としたペアレント・トレーニングや、幼稚園・保育所の先生を対象としたティーチャーズ・トレーニングは、県内でも特徴的な事業の1つとなっていると思っております。

就学後につきましては、教育委員会や各学校、支援機関と連携を図りまして、必要に応じて個別相談や支援会議を開催し、継続して支援できるきめ細やかな体制づくりに努めているところです。

なお、個別の支援経過については、こども家庭センターにおいて定期的に情報共有を行いまして、方針を確認し合って、必要に応じて関係機関と連携を強めて対応をしているところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ちなみに相談件数が増えてきたとか減ってきたとか、相談内容こういうのが多くなってきたとか、そういった傾向とかもしあれば教えていただきたいかったです。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 以前、議員さんからの質問のときもお答えしたかもしれませんが、発達に心配のあるお子様に関してのご相談というのは、やはり増えているかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1 番（菅野隆二君） ありがとうございます。

妊産婦の自殺者について記録されるようになったのが2020年で、その3年間合わせて162人もいるというニュースを私は見ました。この数字は、相談窓口あるけれども傾聴で終わってしまったり、周りの人に相談してみてくださいと伝えるだけになってしまったりとか、実質的なサポートつながらない、自殺を防ぎ切れていないという事実を物語っているのかなともちょっと感じてしまっていて、だからこそ本当に助けにつながるサポートを提供するにはというところに取り組む必要があるかと思います。

なので、今お話、課長のほうから情報共有なんかもしてというところで、そういったのを取り組んでいただいているというところは思うんですが、改めて本当に助けにつながるサポート、傾聴だけで終わってしまったりとか、周りの人に相談してみてくださいとかと言うだけで終わるようじゃなく、そういったサポートを提供するために、どのような点に気をつけてやっていますよとかというのがあればお聞きしたかったです。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 主に妊産婦さんにつきましては、妊娠のときに母子手帳を取りに来ていただくんですが、その際に、ご家庭の状況、健康状況をお聞きするほか、ご自身の考えとか思いとか、そういうようなことを聞き取りをする、調査ものといいますか、簡単にアンケートと称して書いていただくものがありまして、その答え方によっては、ちょっと精神的に参っていらっしゃるのかなとか、ちょっと心配だなという妊婦さんがいるんですが、そういった場合はハイリスク妊婦というようなことで、町のほうで積極的に、少し回数を多く、出産とかまでの間、もしくは出産してからも多く関わりを持てるような感じで関わりをスタートいたします。その際に、私が担当の保健師ですというようなことで、この人に相談すれば何でも相談に乗ってくれるというような信頼関係をつくれるように、ファーストテークというんですかね、面接の際の出会いを大変大切にして、丁寧に保健師または栄養士が、保健福祉センターのほうで、母子手帳の際に関わらせていただいているというような状況です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1 番（菅野隆二君） ありがとうございます。

しっかりやっていただけているということで、安心しました。自殺防止には、早期介入と多

様な相談手段が不可欠となってくると思いますので、引き続きよろしくお願いします。

相談のしやすさ等を考えると、LINEを使った相談とか、若年層にも利用しやすい多様な相談手段の整備が重要になってくるのかなと思うんですが、現在の相談手段、方法としてどんなものがあるのか、今後どのような形で整備していこうと考えているのかというところがあれば、教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 主には、基本的には面接をして、対面でお話を伺うのが、私は一番いいかなとは思いますが、やはり直接会うには勇気が要るという方のためには、電話対応ですとか、今はオンライン相談ということで、本当はメールで相談が、やり取りができるようになっているんですが、ほとんどオンライン相談では利用がございまして、LINEとしての相談は、今のところ、現在は行っておりませんが、今後そういった相談の方法についても検討していかなければならないなとは思いますが、基本面接、直接お会いすることを重視してやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

私も面接が一番だとは思っているんですが、なかなかナイブな相談とかもあるかとは思いますので、そういった何か、今検討していただけるというところでしたので、ぜひ多様な相談手段というところも、ぜひ検討していただければと思います。

LINEとか、町として今DX進めていると思うんですが、その中で、昨年8月に国がスタートした出生届のオンライン提出というところがあるんですが、町として対応しているのか、これから対応していく予定なのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） オンラインの提出につきましては、オンラインで申請書を取っていただいて、今のところですと通知で提出をしていただくような流れにはなっております。ただ、今後、全ての手続がオンラインになっていけばいいなと思っておりますし、そのようにはしていきたいなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

14日以内に提出となると、なかなか大変なのかなとは思ったんですが、これはもうなる方向と、いつになるかはまた未定として、なる、なりますという認識でいいんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） いつそれが完結するかというのは、今のところ分からないところはありますが、社会の流れとして、そっちの方向に進んでいくというのは、間違いはないかなというふうには思っています。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1 番（菅野隆二君） ぜひ対応していただければと思います。

D Xつながりでもう1点なんですが、宮城県内の7割弱の24市町村で導入されている電子母子手帳アプリですかね、というものがありますけれども、導入することで、これはメリット大きいのかなと思うんですが、町として導入を検討しているのか、その辺もお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 母子手帳アプリにつきましては、大分県内でも導入をされているというのは承知しておりました。それで、企業の方が実際に営業に見えられて、どういう活用の仕方ができるのかということを伺っておりました。

あと、電子母子手帳が、今度アプリと連動する形で、母子手帳も電子化されるというのが、もう2年後には控えておりますので、それと同時に、多分導入するようになれば、活用が広がっていくということですので、その点についても併せて考えていく、検討していくことになると思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1 番（菅野隆二君） ありがとうございます。

ぜひ検討していただいて、私も当事者になるまで全然分からないところだったんですが、いろいろと便利なものがあるんだなと思って、その辺をぜひ取り入れていただければと思ってのご提案でございました。

続いて、4 番目でございます。妊産婦や乳幼児を優先的に受け入れる専用避難所または優先スペースの設置に関する考えを伺いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 専用避難所の設置につきましてでありますけれども、現時点で新たに設置する考えは持っておりません。

災害時の避難所生活において、妊産婦や乳幼児に対しての何かしらの配慮が必要であるというふうに認識していることから、避難所における優先スペースの確保など対応していきたい

というふうに考えております。

なお、現段階での詳細につきましては、管理監から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 田瀬管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 現在、町で作成した避難所運営マニュアルに基づく避難所におけるレイアウトの例において、妊産婦や乳幼児の世帯に対しても、個室等の区分スペースの確保ができるように想定はしております。

専用避難所の設置は難しいんですが、現在建設中の上竹谷地区避難施設においては、要配慮者室の確保をしております。また、既存の避難施設でも、部屋の確保が難しいときには、簡易のテントなどでスペースの確保を工夫するようにはしております。よりよい避難所環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

妊産婦専用避難所、また仙台市、ほかのところの市町村の話で申し訳ないんですが、妊産婦専用避難所を6か所確保したとニュースでやっております。あと大阪の泉大津市というところですかね、ホテル等を妊産婦と乳幼児専用の避難所にしており、年に1回、妊婦さんだったりとか、幼い子供連れを対象に1泊2日の避難訓練なんかもやっているというところをお聞きしました。なので、これは宿泊施設を活用した事例なので、松島としても宿泊施設が多いので、これはモデル化しやすいと思うんですが、この辺はご検討いただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 乳幼児だけじゃなくて、弱者に対する避難の在り方というのは、災害の、そのときの状況にもよるかと思うんですね。例えば、一時的にとにかく移動しなくちゃならないという一時避難、それから、少しそこで落ち着いて、長期になる場合の避難の在り方、こういったところでどうするか。

例えば、これも東日本大震災のときも、私もそのときは議員でしたけれども、思っていたんですけれども、長期になると、やっぱりいろいろのことで、避難者の方々を状況に応じて分けていかないと、うまくいかないというのを体験しております。それは、低肺の人だったり、そういった方には、例えば電源は切られないとか。それから、某クリニックで透析をやっている方々に対しては、水も切らしてはならないとか。そういった様々なことが、やっぱり

いろいろなことで長期化することによって、区分けしなくちゃならない。で、町は考えていかなくちゃならない。そういったときに、まずは、例えば、今学校なんかと、これは教育長なんかともよく話をしているんですけれども、学校避難については体育館を考えていますけれども、長期になった場合は教室を考えると。教室を考える場合にはどういうふうにかという、例えば、乳幼児の方々を1つの教室か、もちろん2つ使うかは別として、その人数に合わせて、教室で、その空間の中でやっていただくとか、そういった避難の在り方に。これは、町としてすぐに対応できるように、職員の訓練はしているつもりであります。

だから、今すぐどこどこに構えて、どうしますということは言えませんが、その災害に応じて、津波であれ、地震であれ、どんな災害でもしかと対応できるようにやっていきたいというふうに思います。

それから、ホテルの場合については、これは今後ホテルとお話合いもありますかもしれませんが、弱者の方々、乳幼児の方々をホテルというのは、すぐにはなかなかいかないと思いますので、これは今そのホテルに泊まっている観光客の方々もいらっしゃるだろうし、また、地域の方々も、東日本大震災なんか見ていけば、やっぱり近くのホテルに避難する方々も多々、多かったということもありますので、今後そういったものをいろいろ想定した中での話合いというのは、今後していきたいと思いますが、今すぐ決めてお話し合いというのは、今後の課題としておきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そうですね、ただ、これ避難訓練やっているのはすごいいいなと思ってですね。このホテル側もせっかく協定を結んだりとかをしてあれば、日々の訓練というところでもいいのかなというところあるんですが、もちろんいろいろなところもあると思いますので、その辺はぜひいろいろと進めていただければというところをお願いして、次の質問に行きたいと思います。

5点目です。松島町子ども・子育て支援事業計画に対するパブリックコメント提出が、第二期のときはゼロ、今回、第三期のときは1件、4名のみという状況でございました。意見数が極端に少ないということは、政策反映リスクとなりますので、現状を踏まえると、実施方法だったり周知手段、募集期間などの見直しが必要ではないかなと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 相澤町民福祉課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 今回、子ども・子育て支援事業計画（第三期）を策定するに当

たりまして、行いましたパブリックコメントにつきましては、実施期間を21日間、周知方法としては、ホームページや広報誌、SNSを用いまして周知させていただきました。関係資料を町内4か所の施設にも設置いたしまして、計画策定時と同様の方法で、ほかの計画策定時と同じような方法で行っております。ほかの市町村の子ども・子育て支援事業計画策定時におきましても、同様のやり方でやっているということをお伺いしております。

ただ、議員おっしゃるとおり、意見の提出につきましては、1名の方で、4件の意見が寄せられましたが、これがもっと増えればいいなというふうには思います。

ただ、計画策定の際にアンケートを取らせていただいておりますので、その中でも、自由記述の部分ございました。そちらにいただいたご意見としては、59項目のご意見をいただいておりますので、子育てに直接関係することじゃないことも、もちろん入っていたりはするんですが、全てみんなで読ませていただいて、計画策定へ反映できるところは反映させていただいておりますので、そちらの、そういうやり方で今回はやらせていただきました。

今後、新たなパブリックコメントをやる際には、もちろん見直しはどんな場合でも必要だと思いますので、よりよい方法がないかどうか検討してまいりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） そうですね、せっかく計画立てるので、もったいないなと思ってですね。これはもう見直しを検討というか、見直ししたほうがいいと思うんですが。ほかに周知方法としてどういったものを検討、もし検討していて、周知方法、新たにこういったものをやりますとか、こういった形で意見を集めますとかというものがあれば、具体的にお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） パブリックコメントの実施方法として、新たにやり方というのは、今ぱっと思いつきません。ただ、計画策定の際の、やはりアンケート、自由に書いていただく部分というところでいただいた意見というのも大事にしながら、計画に反映させていければなというふうに思っております。

アンケートで書いていただいた方がたくさんいらっしゃいましたので、その方は、パブリックコメントをやった時期には、もう意見言ったから大丈夫と思っていただいた方も、もしかしたらいらっしゃるかもしれませんし。

1人でも多くの人からご意見いただけるように、工夫はしてまいりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1 番（菅野隆二君） アンケートの意見はね、もちろん集めていただいているんですが、せっかくパブリックコメントとしてやっているわけですから、これ1名だけというところなので、これで見直ししたほうがいいとは思わないものなんでしょうか。その辺は。逆に町長からお聞きしたかったんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） パブリックコメントをやって、10名だったらいいとか、1名だったら駄目だとか、その数字で判断するというのは、なかなか難しいと思います。

ただ、内容だと思うんですね。その内容をよく精査して、対応する、しないは、今後も決めていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1 番（菅野隆二君） なるほど。多ければいいという話でもないんですが、1名のみというのは。第二期のときはゼロですから。これはおかしいなと思うんですけどもね。手段の多様化というのが、やっぱり意見の集約だったり、参加率向上というところに直結すると思うんですが。やっぱり若年層・子育て世代に特化した意見聴取方法ですよ。ウェブでの意見聴取だったり、ワークショップであったりとかという、そういったものを導入はしないんでしょうか。したほうがいいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 今回いただいたご意見は、ホームページ等で内容を見ていただいて、メールで意見をいただいておりますので、それを、そうですね、オンラインの中でもご覧になっていただけますし、オンラインの中でご回答も、ご意見もいただけるような状況にはなっていると思いますので、より周知方法を多様化していくなど、そういったことを今はやるほかないかなというふうには思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1 番（菅野隆二君） ぜひここは検討していただければ。何かそういうつもりはないと思うんですけども、パブリックコメントやりましたよ、意見なかったから、はい、これでいいですよというふうに見えてしまいます。どうかその辺を改善していただければと思います。

続いて、6点目、若年人口1人当たりの児童福祉費の現状認識についてというところなんです。5月19日の河北新報で、松島町が若年人口1人当たりの児童福祉費は38万4,000円で、県内の35市町村中32位と。下から4番目の低さと。隣の利府町は1人当たり58万円と、20万

円も差があったと。現状の数字は、県平均・全国平均と比較してどのように受け止めているのか、また、今後の財政の見通しと、この児童福祉費の拡充というところの余地はあるのかどうかというところの見解を伺えればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 令和7年度の一般会計の歳出総額における児童福祉費に占める割合は、議員分かっているかと思いますがけれども、約1割にとどまっているのが現状であります。

若年人口1人当たりの児童福祉費について、何と何を比較するのかという、そういったこまかい比較材料が少ないために、見解を述べるのは難しい内容でありますけれども、町が取り組む事業として、ソフト面の支援充実にも取り組んでいるほか、1人に寄り添ってきめ細かい支援ができるように、今後対応していきたいというふうには思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） いろいろな計算方法だったりとかあるんでしょうけれども、これがニュースになって出て、見てしまうと、松島は若年人口1人当たりの児童福祉費少ないんだというイメージになってしまいますから、その辺ももし違うのであれば明確に、いや松島はこういうことをやっているから、こういう数字なんだよというのは、言えるようにしておかなきゃいけないのかなというところではあります。

大阪公立大学が実施した調査では、人口1人当たりの児童福祉費が増加した自治体では、人口が増加していたと。人口1人当たり老人福祉費が増加した自治体では、人口減少していたというところが、15年間研究して分かったというところがあります。だからといって、今すぐに児童福祉費をアップさせますとは言えないとはもちろん思うんですが、今後この辺をもうちょっとプラスしていくのか、どのようにやっていくのか、方向性だけでも分かれば、詳しく教えていただきたかったんですが。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 私はこの首長に、町長にまず一番初めに出るときに公約にしたのが18歳までの医療費無料と。これは、すぐに議会のほうに当選後お願い申し上げて、議員さん方の、皆さんの了解を得て、次の年からやったということで。その当時は県内でも1番目か2番目だったと思うんですね。これは、今でもそういうことに対して、各県内の自治体が追随するように、18歳までの医療費無料はどんどんどんどん出てきている現状であります。手を挙げてくれる自治体が増えてくるということは、いいことでありますので、これは所得制限撤廃をしているところとしていないところの差はあるかもしれませんが、そういったこと

で増えてきていると。また、これで、県のほうも、医療費の無料に関して、少しずつですけども、年代は上げてきているというのが今現状でありますけれども。

こういった背景なんかを見て、やっぱり今、町は今こういう状況にありますので、何を減らして何を増やすかというのは、パイは決まっているわけですね。予算というのは。それはあるかもしれませんが、子供たちに係る経費というのは、これから増えていくんだろかなというふうに思いますし、逆に増やさないと、少子化の歯止めにはならないだろうというふうには思っております。

じゃあ、それで、数字をじゃあどのぐらい、どうするんだということであれば、我々年代をどうにかしてそちらに回すのかとか、いろいろなことを想定しながら、やっぱり考えていかなくちゃならないし、もう1つ大事なことは、こども家庭庁ができて、来年あたりから3年目の実質運営になると思うんですね。それで、これまではふらふらしたこども家庭庁だったと思います。ということは、なかなかこども家庭庁がいろいろなことを発信しても、予算まではついてこなかったのが現状でありますので、今後はしっかりと予算もついてくる、そういうこども家庭庁になってくるだろうと思いますから、そういった意味では、今後こども家庭庁を通して、県、また我々自治体に回ってくるいろいろな情報等を注視しながら、環境改善に努めていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そうですね、18歳までの医療費無償化というのは、松島が先駆けで、ほかの市町村が乗ってきてというところなので、すばらしいなとすごく思っております。

ほかが乗ってきたから、そのときは高かったというところなんですけど、今下から4番目になっちゃったというところに関しては、この辺は何が原因なのかというところ、ニュース、これ皆さん見られたと思うんですけども、分析できているのか、私もちょっと分からなくて、これが、順位がこれだけ下がってしまったというところの分析ができてれば、教えていただきたかったんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 相澤課長。

○町民福祉課長（相澤光治君） 児童福祉費の予算の規模につきましては、予算のつくり方自体が、それぞれの市町村で若干異なる部分もありまして、予算つくる際には一定のルールはありますけれども、例えば、松島町の場合ですと、民生費の中には社会福祉費であったり、児童福祉費、災害救助費等あります。その中でも、児童福祉費の中に、例えば、ほかの町です

と人件費、事務職員の人件費分が入っています。松島町の場合は、児童福祉費のほうには、保育士の人件費以外入っていないので、社会福祉費のほうに職員人件費は入っています。それだけでも結構な額の差が出てきます。あともう1つは、松島町の場合ですと、障害者福祉の分野に予算を計上している障害児への対応の予算、そちらも社会福祉費のほうに計上しているんですが、ほかの市町村の場合ですと、児童福祉費のほうで見ていたりという予算のつくり方の違いがあって、そのくらいの差が出てきているんじゃないかなというふうに思います。

あとは、単純に施設数の多い、少ないということもございまして、そういうのも踏まえて、施設は多くあったほうが良いという考え方もあるかと思いますが、自由に、それ以外の自由に使える独自の事業でやっている予算を比較しますと、そんなに大きな差はないかなと。パーセンテージで申しますと、大きな差はないかなというふうに分析しております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

しっかり分析していただいていて、そんなに差はないだろうというところでありましたので、安心しました。ただ、知らない人がニュースで見たら、利府58万円で松島38万円というのを私見て、ちょっと悔しいなと思ったので、その辺がありましたので、その辺はしっかり分析できているというところと、今後もいろいろと考えていらっしゃるというところで期待しております。

続いて、最後の質問です、日本初の自治体として、臍帯血保管費用の補助制度を創設できないかというところでございます。

臍帯血というのは、へその緒と胎盤などに含まれている血液のこととして、白血病などの血液疾患の治療に効果があります。また、脳性麻痺だったり、自閉症スペクトラム障害、ASD発達障害の1つですね、など、神経系の疾患に対する新たな治療法の研究も進んでいると。2014年1月には、臍帯血を含む造血幹細胞の移植を円滑かつ適正に行うために、提供の推進や助成などについて定められた法律も施行されました。

提供された臍帯血を調製、保存、検査、病院への引渡しを行うための臍帯血バンクというのが、公的なものと民間のものが2種類あります。公的バンクは、採取や保管は無料で行われますが、自分や家族が病気になったときに提供した臍帯血を指定して使うことができない。なので、献血のような社会貢献という感覚で利用する形になります。一方、民間バンクは、将来的に赤ちゃん本人だったりとか、家族などが再生医療や細胞治療などに使用することを

目的として保存しているケースが多いと。もちろん、そうすると、拒絶反応が少ないというメリットもあるんですが、費用がかかってしまう。なので、これは社会貢献というよりも、保険のような役割と考えて利用する人が多いというところなんです。なので、将来の保険と考えて臍帯血保管を希望しても、費用の高さが障壁となって断念せざるを得ないケースも見受けられます。

臍帯血を長期間保存しておく臍帯血バンクとの連携による自治体経営の補完支援事業の立ち上げだったり、妊婦健診の場での制度説明の標準化に対して、町として見解とこの辺を検討していただけないかというところをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 我々はへその緒ということで覚えていましたけれども、今は何か臍帯血というんだそうですけれども。

臍帯血プライベートバンク、公的臍帯血バンクと異なり、運営者は厚生労働大臣の許可を得た事業者ではなくて、その保管費用は契約に基づき全額依頼者が支払い、おおよそ月3,000円から、10年保管で約30万円程度の費用がかかるというふうに伺っております。

公的臍帯血バンクは、国が定めた基準を遵守するため、採取や提供できる医療機関が限定されていますが、プライベートバンクでは、全国の産院で採取可能な反面、採取方法や保存の品質管理が課題とも聞いております。

国の公表では、現在、公的臍帯血バンクに約1万本の臍帯血が保管されており、白血病等で臍帯血移植が必要になった場合には、90%以上の方は白血球の型が一致することとしていることから、必ずしも個人で保管しなくても、厚生労働省令で定めた特定の病気に関して対応はできるというふうに理解をしております。

現段階では、国がプライベートバンクの臍帯血の安全性や、契約終了後の検体の取扱いなどを考慮して慎重に検討するよう情報を発出していることを踏まえ、町が率先して補助を実施する段階ではないのかなというふうに判断はしております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。

そうですね、なかなか、わざわざ個人でというところで、もちろんその考えも分かるんですが、先ほど、今、町長の説明にもあったんですが、保管期間が10年または20年というところで、費用が月3,000円程度なんですね。なので、無料だったら保管してもいいかなという、もちろんメリットのほうが多いので、考える方もいらっしゃると思うんですが、補助をしても、

10年、20年保管することになるので、最低でもその期間、子育てしている方が安心して、松島に腰を据えて生活することができるということになるのかなと思っておりました。なので、36万円で、10万円で、72万円で20年と。嫌らしい考えですが、それに定住してくれると考えると、費用対効果も高く、並行して人口減少、少子化、少子高齢化の改善にもつながると思うんですが。

導入に向けた法的なハードルとかというところも、もちろんあるとは思いますが、これが、今、松島でやることによって、日本初になりますので、検討する価値はあるのかなと思うんですが、この辺の、例えば20年で72万円って、そこまででもないかなというところがあるんですが、財政的なハードルとしてはいかがでしょうか。検討のテーブルにのせられないかどうかというところを教えてくださいたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 額もさることながら、まずどういったことを目標に、どういうふうにしてやるんだという理念がしっかりないと、予算づけというのは難しいんじゃないかなというふうに。ただ単にこういったものがこの頃注視されてきたので、町が率先してやったらどうだというふうなお話かと思いますが、そこは今後町としてもしっかり捉えていって、考えていく必要があるんだろうというふうに思います。

それから、赤ちゃんを出産予定のお母さんへという、こういうふうなパンフレットまで出てきて、へその緒に対しての理解を求めるパンフレットがあるようでございますので、いろいろなバンクで、今後そういったことが活動されてくるんだろうというふうに思います。

それから、ちょっと話ずれますが、昔の人は、やっぱり考えていた人いるんだなと思ったのは、サンドウィッチマンと愛菜ちゃんとかのエジプト編があったんですが、エジプトのピラミッドの中の、王様の名前までは忘れましたが、その王様のミイラの脇に、へその緒もしっかり保管されていたということが報道されておりましたが、もうそのときから、やっぱり何が目的で私やったか、私は分かりませんが、何らかの考えがあったのかななんて思いながら見ておりました。それはまず余談ですけど。

今後、議員がお話するようなことについては、このいろいろなことについて、まず我々がキャッチしたことは、いろいろな方々に対して、まず町民の方々に対してもそうですけれども、速やかに情報発信はしていきたいと。今現状こうなんですと。そういったものの情報発信の中で、どうしても町が予算をつけないものについては、議会で議論をしてやっていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1 番（菅野隆二君） ありがとうございます。

ぜひですね、私も自分がそうになってからいろいろと病院で教えていただいて、そこから勉強してというところではあったんですが、なかなか全部が分かっているかというところではないので、ぜひいろいろな情報を入れて、検討していただいて、民間バンクというところも、厚生労働省が許可しているのは2か所ぐらいしかないとかって、しっかりその辺のやっていただけているところではあったので。日本初の自治体として、そういった補助制度を立ち上げられたら、出生率低下に対する効果的な支援となって、子育て支援が手厚い松島としてプロモーションにもつながるのかなと思ったので、提案させていただきました。

子育て支援というものは、いろいろな一通りというか、いろいろなところ、話飛び飛びながら質問させていただいて、ちょっと申し訳ないところあったんですが、未来への最高の投資になりますので、利回りは20年後に笑顔となって地域に活力として返ってきます。それが地域の活力を生み出す原動力となるはずですので、執行部の皆様には、今以上に子育て支援に本気に取り組んでいただきたいとお伝えして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） 1 番菅野議員、一般質問を終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。ご異議ないですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 再開は15時半、15時30分に再開します。

午後3時18分 休 憩

午後3時30分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

通告の順に従いまして、質問を許します。

2 番米川修司議員、登壇の上、質問願います。

〔2 番 米川修司君 登壇〕

○2 番（米川修司君） 2 番の米川修司でございます。

まずもって、私が初めて議員になったのが3年と9か月前ですけれども、早いもので、本日が任期最後の一般質問となりまして、感慨深いものがございますし、先日、ある町民が家を建てるということで、上棟式、餅まきをするよということで参加してまいりましたけれども、

新居の家主のお父様から声をかけられまして、あなたも議員 1 期目で最後なんだから、もう一般質問で思う存分執行部に思いの丈をぶつけてきなさいと激励をいただきまして、なおさら本日頑張ろうと思った次第でありますので、よろしくお願いいたします。

では、大綱 1 点目としまして、三陸沿岸道路について質問いたします。

三陸沿岸道路、正式名称は三陸自動車道でして、以下三陸道と呼びますけれども、三陸道は東北地方の太平洋沿岸を縦貫する重要な高速道路として、災害復興と防災機能だけでなく、物流の効率化、観光の振興、地域経済の活性化といった多面的な役割を果たしており、単なる交通インフラを越えて、東北地方の持続的な発展と住民の安全・安心な暮らしを支える重要な社会基盤として機能しています。

本町にとっても、他県や他市町からやってくる観光客が、町内の主要な観光地にアクセスするのに大変便利な交通インフラではありますが、一方で、特に松島海岸地区においては、交通渋滞が慢性的に発生する、大型車の交通量が多いといった、観光地松島にふさわしいとはいえない状況が長年続いているのが現状であります。

ここで 1 つ目の質問に入ります。宮城県は、慢性的な交通渋滞の解消や大型車両の流入抑制、観光客をはじめとした歩行者の安全で快適な通行、滞留環境の確保など、日本三景松島としてふさわしい道路空間の構築に向けて、令和 4 年度、令和 5 年度の 2 か年にわたって、松島町交通社会実験を実施しました。そして、県は令和 6 年 7 月に、松島町交通社会実験の結果について、観光客の満足度や利便性、安全性の向上に効果的であり、松島町交通社会実験の取組が松島のさらなる魅力向上に有効であることを確認できた一方で、迂回路の道路機能に課題があることから、県道仙台松島線の機能強化に向けた取組を推進すると総括していました。あれから 1 年と 5 か月が経過していますが、町はその後の進捗状況をどのように把握しているかお尋ねします。

なお、通告書では文章を改行していませんけれども、ここで一旦区切って答弁をお願いできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 三陸道についての質問でございますけれども、まずは令和 4 年、5 年度にかけまして、2 か年で実施しました松島町交通社会実験を踏まえて、町では、国道 45 号の渋滞緩和に向けての迂回路機能として、大きな役割を担う県道仙台松島線等の整備及び拡幅等による機能強化の早期実現について要望しており、宮城県からは、県道仙台松島線の機能強化が松島地区の渋滞緩和に大きく寄与することから、松島交通社会実験における課題や、

仙台松島道路、松島大和インターチェンジ機能強化の検討状況を踏まえながら、国、町などと綿密に連携し検討を進めてまいりますとの回答を得ているところでございます。また、町としても、早期実現に向けて継続して要望している状況であります。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりましたが、社会実験は令和5年度で終わっているわけで、昨年度は行われていません。もうあれから1年と5か月が経過してしまっていて、もう間もなくもう2年、3年とそのままたちそんな懸念もしていますけれども。

そこで、今の答弁を踏まえまして、宮城県が迂回路の道路機能、県道仙台松島線の機能強化に向けた取組、この推進について、早急に県が取り組むように、町は県に対して、これからどのように働きかけるのかお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 令和4年、5年と社会実験をして、結論は先ほど米川議員が言われた、県が6年7月に報告したと、ちょっとここに手持ち資料ないんですけれども、多分そのとおりだというふうに思っております。

実は、正直申せば、令和6年何もしなかったのかということじゃなくて、ソフトのことは結構やっているんですけれども、ハードなことはやっていません。実は、県のほうから、4年、5年と通行止めやって、社会実験したので、今度は町が主体で通行止めをやって、継続して実験の延長をやれないかというお話も来たんですけれども、町が単独で、例えば45号を通行止めをしてやるが上には、相当の予算が必要でございますので、なかなか町単独ではできないというふうに、私から答えておるのが正直なところであります。

それで、県のほうからも、できるだけバックアップはするからとはいうものの、数字で表されないと、やっぱり我々は動けない。概算的に、あのときにどのぐらい必要なのかなということで、概算の概算だったかもしれませんが、約1,000万円ぐらいかかるだろうと。それは何に一番かかるかというと、警備、それから、有料道路を管轄する全ての機関に、町がこういったことをやりますという通告、そういったことに対しての目に見えない費用が相当数かかるということでもあります。

それから、もう1つは、これはあまり言えないかもしれませんが、海岸地区の盛り上がりが少し欠けていたかなと。これは、私らが進め方が悪かったというふうに自負しております。ですから、この社会実験をする上での通行止めをする範囲が、4年度と5年度で少し変わった内容になったかもしれませんが、そういったものがどうだったのかなとい

う検証をしないまま6年度に進むというわけにはいかないというふうに、私、判断させていただいて、ハード的なことの、何かそういうお祭りのなものに関しては自粛したと。ただ、駐車場等の満空とか、松島の45号線が今どのような状況にあるかとか、そういったソフト面でのものに関しては、ドライバーがすぐ情報が分かるようなシステム改修には、どんどん、これは国道河川事務所に音頭を取っていただいて、町も一緒になって進めてきたというのが現状ではあります。

国道45号の渋滞緩和は、じゃあ路線はどういうふうに考えていくかというふうに考えたのも、実は令和6年度の後半あたりから、県とこれは折衝して、何回となく、県のほうからもちろに、土木副部長さん以下土木部の皆さんが私たちのほうに来て、膝を突き合わせて、路線の、どの路線がいいのか今後検討していこうということの詰めに入ってきているのは確かです。ただ、これをやるが上には相当数の費用、期間がかかりますので、そういったところの路線の確定に至るまでは、今後まだまだ検証が必要であるということの結果であります。

極端なことを言うと、利府松島街道を拡幅して、中学校のアンダーパスをどういうふうに解消してやっていくのかとか、湯ノ原線の拡充をどういうふうにするのかと、1つの考え方あるんですけども。そういったもので、最終的に45号にどういうふうにタッチするのかとかですかね。そういう考え方について、今議論しているところであります。

早速、令和6年度から動いて、今は令和7年度の、もう今8月も終わりましたけれども、ここに来て、渋滞のほうについては、まずは県内の渋滞をされているところが、いろいろな地区がございますので、松島だけじゃなくて、そういったところでまず手を組んで、まず1つの盛り上がりを持ち上げていこうということで入っておりますし、また、独自に県と国と町と3者で、今話を進めてきているというのが現状です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。私としても、昨年度の町の取組について、特に批判的なことではなくて、今実際答弁されましたように、昨年度もお祭りをやりたいという、そういう、それをメインに町単独で通行止めしたいと言われても、それは私も賛同しかねますし、歩行者天国であったり、そういうお祭りの道路空間の有効活用というものを、私としては、交通社会実験の効果の1つと捉えていまして、これがお祭りをする、にぎわいづくり、これが交通社会実験の真の目的ではないと認識していますので、まずそのあたり、今認識を確認できたというのと、あと、当時の社会実験においては、県知事は、県と松島町と一緒に

なって取り組むとありましたけれども、観光関係者であったり、松島警察署であったり、そういったところは別にしまして、この松島町交通社会実験協議会のメンバーを見ると、松島町という記載がなかったものですから、もちろんこの大会議室で会議を開いたりありましたけれども、実際に松島町がメンバーには入っておらず、そういったところで、もしかすると、この社会実験が町にとって人ごとになっていないかという懸念も正直ありましたけれども。今、町長の答弁ありましたように、昨年度はハード面では進捗がないけれども、ソフト面では取組があったということですし、あと今年度に入ってから県と話を少しずつ進めているというふうに捉えましたので、引き続きお願いできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長、答弁。

○町長（櫻井公一君） 1つここで確認しておきたいのは、令和4年度も5年度も、町は関与していますので。まずそこはお間違いなくお願いしたい。これも町からお願いしていることでもありましたし、もう1つは、特にこの3階でいろいろな会議をやりましたけれども、その座長は私でございますので。そういった中で、4年、5年と取り組んできたことでございますので、町は全然なかったということではないので、その辺だけは修正をお願いしたいと。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） そうですね、協議会のメンバー構成を見て、それだけでそれに町が入っていないと、それで片づけることではないと思っております。後ほども触れますけれども、そもそも社会実験が実施された背景というのがまた別にあるわけで、それも松島町を含めたほかの市町と一緒に県へ要望して、それが社会実験のきっかけになったという捉え方もしていますので、そこはしっかり誤解なく認識してまいります。

続きまして、2つ目の質問に入ります。

三陸道が持つ重要な役割の1つに、企業の誘致や新たな産業創出の基盤として大いに機能することが挙げられます。本町においては、昨年度の町長施政方針にあったとおり、町政運営の重点戦略全ての基礎となる重要施策、松島イノベーションヒルズを力強く推進しています。具体的には、工業団地東側、根廻側の町道整備に始まり、造成工事、太陽光発電事業、用地分譲、雨水排水、汚水排水、上水道といったインフラ整備まで、松島町初原土地地区画整理事業のスケジュールに沿って進行しており、準備工事を経て、現在は1期工事に着工中であります。当初の事業スケジュールによると、来年の10月より用地分譲として一部の区画が企業へ引き渡される予定ですが、本町にとって交通アクセスが良好な新たな産業拠点が誕生することは大きな節目であります。

1つ目の質問で松島海岸地区の課題に触れましたが、この課題が長年解消されていない大きな要因の1つに、三陸道の一部区間において、現在も通行料金が発生することが容易に想定されます。令和4年1月に遡ると、石巻地方3市町の首長と本町の櫻井町長が、宮城県道路公社の管理する利府中インターチェンジから鳴瀬奥松島インターチェンジまで18.3キロ、仙台松島道路におきまして、大型車の通行料の無償化を県に要望し、その結果として、翌年度からは松島町交通社会実験が実施される運びとなりました。

しかし、2度にわたって実施された交通社会実験の結果は既に総括されているものの、仙台松島道路の今後の在り方については、直接的に触れられていませんでした。

約1年後には松島イノベーションヒルズの一部区画が引き渡され、本町の産業が大きく前進するタイミングを迎えますが、これを一大好機と捉え、ほかの沿岸市町と手を取り合って、仙台松島道路の通行無償化を改めて県へ要望する考えはないかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 新たな産業拠点として期待されております松島イノベーションヒルズへの企業誘致には、交通の利便性は重要な課題であるということで強く認識しております。

初めに、松島イノベーションヒルズの一部区画を引渡しされるのを機に、三陸自動車道の通行無料化を改めて県へ要望することにつきましては、今議員がお話しされました三陸自動車道の無料化を、令和4年1月に石巻市ほか3市町と共同で県に要望しており、その後も3市町、また、宮城県町村会の中でも県内の町村と連携して要望しており、今後も継続して要望しております。

なお、毎年、この三陸道を管轄している道路公社、宮城県道路公社がふるさとビルの中にありますけれども、そちらのほうにも毎年、年度初めにお伺いをして、三陸道については無料化ということで、毎年毎年継続して、うちのスタッフ全員で、6人ぐらいで行って要望しております。何人で行くからいいということではないんですけれども。切れることなく、今は櫻井さんが親分でおられますけれども、その方を訪ねていきながら、ざっくばらんな話をし、お願いをしておりますし、また、イノベーションヒルズを軸として、今実際やってもらっているのは、大郷インターの改修についても、忌憚なく言わせてもらえれば、町がある程度有利になるような方向で、イノベーションのほうから大和インターのほうにタッチできるような方向で考えていただくようにしていただいたのが現状になっておりまして、現状そういうふうになりましたので、いろいろなお話を重ねた結果、やっぱりいい方向に来ていると。町とすればですね。

ただ、この完成年度、じゃあ今いつなんだと言われますと、その前に松島インターの改修が終わらないと、次が大郷インターと言われておりますので、これから3年ぐらいはかかる、着手までね、3年ぐらいはかかるかもしれませんが、それについても、今後もこの無料化については、県の考え、道路公社の考えは篤と私も分かるんでありますけれども、それは分かるというのは、登米インターまでは4車線化したいということでありますので、そこまでには。やはり今、松島インターとかそういったところについてはドル箱なんだそうあります。金がね。そういったことで、なかなか無償化できないということでありましたけれども。

今後はやっぱり三陸道が、2年ぐらい前からですかね、トラックの働き方改革で、青森から全線が通じたことによって、青森から、八戸のほうからトラックがどんどん来ますけれども、ちょうど降りて休憩するが上には、一旦休んでここに来るというぐらいのポジションで来ると、ちょうど鳴瀬インターで降りて、下道、この45号をゆっくり歩くぐらいがドライバーはちょうどいいんだという話を聞きますけれども。とにかくここ1年以上は、平日にトラックが相当数の台数が通っているということも、今ちょっと手持ち資料ございませんけれども、データとして持っていますし、これから県のほうでも秋に通行量調査をやってくれるということでございますので、それも踏まえて、今どのようになっているのか、現状を再度認識して、今後の進め方の参考資料にしていきたいと、このように思っています。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。今、松島大郷インターに触れていただいて、この後質問しやすくなっているんですけども、三陸道の紹介についてもうちょっとだけお話しさせてください。繰り返しになりますが、令和4年1月の要望書、石巻、女川、東松島、松島町と、この4市町で要望したもの、内容を改めて確認しまして、まずその前段としまして、八戸市までの三陸道全線開通というのが追い風になっていたということで、まず町長も思い出しながら聞いていただければと思ひまして。

三陸沿岸道を最大限に活用することで、まず沿岸部への企業誘致を促します。そして、人口減少対策につながりますよと。加えて、日本三景松島の中心部を通る国道45号の大型車流入を解消し、観光地の混雑を緩和できると強調された要望書でありました。当時の宮城県副知事のコメントですと、松島町中心部への大型車の流入抑制に向けて、利府街道への迂回と併せて、仙台松島道路の活用も1つの手段として社会実験を検討しているということで、もう令和4年1月の時点で、もう県の副知事が、仙台松島道路の活用について触れていたと。加

えて、当時の東松島市長、現市長でありますけれども、コメントとして、仙台へ向かう有料区間が利用しやすくなれば、担い手不足が深刻な運送業界の働き方改革につながる、観光バスでの被災地視察も増え、交流人口の拡大が図れるということで、これは櫻井町長も間近でこのコメントを聞いていたかと思われます。

あと、その後、令和5年11月の県議会の一般質問というのをちょっと調べたんですけれども、こちらは、ある県議が、利府町松島町の交通対策についてということで、詳しい数字は省きますが、仙台松島道路の通行量によって生じる利益を考慮しますと、もう今すぐにでもこの仙台松島道路は休日だけでも無償化できるんじゃないかという、そういう質問もししてございまして、こういふことで、三陸道へ大型車を誘導したいという質問もありましたし、直近ですと、今年6月は、石巻市議会の一般質問でも三陸沿岸道路について取り上げられていまして、あいにく議事録がまだアップされていないんですけれども、この一般質問について、現在の石巻市長から櫻井町長へ何かしら共有されているんじゃないかと、そういう期待もあるんですけれども、こういったほかの近隣の市町の動きも踏まえて、櫻井町長の今の見解というのを改めてお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 石巻の市長のほうから、こういう一般質問あったからということで、すぐ電話があつてどうのこうのということはございませんけれども、ただ、全体的な県の市町村長が会合する会、それから、今、松島は、どちらかというと石巻の圏域の方々ともいろいろなお話し合いをする機会が多くなっていますし、それから、仙石線期成同盟会は石巻の市長が会長でもあると。そういったことで、そこには女川もいれば、東松島もいればということで、いろいろな面で首長たちが集まる機会が多いので、やっぱりこの件に関しては、継続継続ということで確認はしております。

確かに各自治体いろいろな目的があつて、そのために三陸道ということでもあるだろうし、もう1つは、女川も実は油の問題があつて、女川の市場の活性化を図るが上には、そういう魚関係とか、荷揚げされたもののトラック輸送を、船よりもトラックでやったほうが早いということで、塩竈よりも女川のほうがまた船をつけやすいんだそうですね。油も結構高いので、女川につけて、そこから、冷凍施設も結構大きいのがあるので、トラック輸送ということで、須田さんはお願いをしているということも実はあります。ただ、その背景には、もう1つは、三陸道をちゃんとしてほしいというのは、1つは原発の問題もあるんだろうと思いますけれどもね。

ただ、松島としても、三陸道が無償化になることに関しては、別に大いに結構なことでありますので、要望はこれからも、夢がかなう要望としてしっかりやっていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） ぜひ継続してお願いできればと思います。

続いて、質問を続けますけれども、松島イノベーションヒルズへ進出する企業にとりまして、交通の利便性を考慮すると、仙台松島道路の通行無償化に加えまして、都市計画道路根廻・初原線道路整備事業の進捗状況が大変重要であることも大いに想定されるところであります。具体的には、松島町初原土地地区画整理事業のスケジュールによると、東側道路の町道整備が今年度末までに完了見込みである一方で、工業団地南西側、初原側の道路の町道整備は令和10年度に完了予定であるものの、現在は県道仙台松島線の機能強化、県道の国道45号線バイパス化計画ですね、これと県道路公社による松島大郷インターチェンジの改良工事による影響、この2つを考慮しまして、町は南西側の町道整備事業を一旦休止していると私は認識しています。

先ほども触れましたが、来年の10月より、用地分譲として一部の区画が企業へ引き渡される予定ですから、早ければこの時点で、用地を取得した企業による建築確認申請が可能となりまして、工場などの建築工事が通常どおり進めば、最短で令和9年10月以降に供用開始となります。

事業スケジュールによると、町道整備の区分において、括弧書きで、既存道路、町道利用稼働と記載されていますけれども、これはあくまで令和10年度に南西側道路の町道整備が完了するまでの時限措置であると、私は認識しています。

しかし、都市計画道路のうち南西側に関しては、バイパス化計画や新しいインターチェンジ出入口の影響によりまして、交差点の計画位置が現実的ではない位置になってしまい、計画のとおり施工できないことが判明しています。

今後も南西側の町道整備事業に見通しが立たないのであれば、町は宮城県や県道路公社と一緒に、抜本的な解決策を検討する必要性を強く感じますけれども、町長はその具体的な対策について、どのように考えているかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 年度がね、少しずれるというのは、事業進捗状況によって年度がずれるということは承知しております。というのは、何が承知しているかというと、イノベーショ

ンヒルズの工業団地内の道路の進捗と、それから、北松島インター側はもう心配ないんで、大方できていますのであれなんですけれども、大和インターのほうのタッチがどうなのかということだと思えます。大和インターの計画が、何点か二転三転して、やっとこの図面が出来上がったということがつい最近ですので、そこに向けての取組は、これからされていくということで、この年度は、今ちょっと手持ち資料ないんですけれども、いついつから着工というのは県のほうから示されておりますので、それに合わせて、うちの三陸道側の北松島インター側に抜ける道路の改修が出てくるんだろうというふうに思います。

ただ、それを待っていると、346から入った側の抜ける道路はどうかと。別に346から入って346に抜けていけば、それはそれでいいんですけれども、万が一何かあった場合に、やっぱり抜ける道路が必要だということで、これについては、いろいろなことを今検討されていて、あまりこまくは言えませんが、金井神線側をちょっと考えていると。そこで、6メートルから7メートルぐらいの道路にして、一時的に利府街道のほうに逃がしてやる。もしくは東北自動車道のほうに、大郷のほうに回してやると、こんなような話になるのかなというふうに思います。それと、45号線のバイパスの改修がいつどういうふうにするかというのは、これもやっぱり年度がどんどんどんどん異なってきますので、45号のバイパスのほうでどんどんこれらに比べれば遅れた中で進んでくるということになりますから。45号のバイパスは、もうこれから、例えば、これは今ぱっと考えるだけですから、その年度合いませんが、多分5年から先にいくんだろうというふうに思います。ですから、その年度はどんどんどんどんずれた中で、最初何ができるかというのは、まず大郷インターがまずできる、それにタッチする。ただ、その前に逃げる道路ということで、金井神線等々を今少し検討しているということでもあります。これは町で進めなくちゃならないというふうに思います。これは今の道路の拡幅になるかと思えます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。県道のバイパス化については、私の持っていたイメージとさほど変わらず、改めて理解したところでありますが、もう一步、今、金井神線という道路名も出てきましたけれども、ちょっとこのあたりなんですけど、先日、去る4月2日に執り行われた起工式の会場におきまして、業務代行者であり、設計者でもあり、施工者でもある日本国土開発株式会社の幹部の方から、松島イノベーションヒルズの今後の見通しに関する話を聞くことができましたけれども、話を聞く中で、南西側、初原側道路の抱える課題が幾つか見えてまいりました。まずもって、パンフレットの1ページ目にも掲載されているとお

り、南西側道路の整備完了予定は令和10年度でありまして、誘致企業から確約を求められる重要な要素の1つであると思うんですけれども、これから調査、設計、そして用地測量、買収と、それぞれ最短でも1年ずつ要することを考慮しますと、遅くとも来年度には、南西側道路に関して何かしらの予算づけが必要ではないかと考えています。

なお、既存の道路、既存の町道を我慢して利用してもらうという選択も考えられるんですけれども、大型のセミトレーラー車といった大型車両の通行が想定される以上、このような選択はなかなか難しい、排除せざるを得ないのではないのでしょうか。

予算化に当たりましては、町単独の事業はとても無理だと思っていまして、そうすると宮城県土木部であったり、県道路公社の協力や支援を仰ぐことになるかと思います。具体的には2つ考えられると思うんですけれども、1つは国道45号線バイパス化計画のうち、急いで松島イノベーションヒルズの供用開始に影響する区間をまず先行的に整備すると。あるいは、もう1つは、工事用の仮設道路として道路を先行的に整備する、この2つが考えられると思うんですけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。ちょっと待ってください。熊谷町副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、今2案ぐらいお話しされましたけれども、それも1つの考え方ではあるかもしれませんが。ただ、その計画を出すためには、もう少しちょっと時間かかるんじゃないかなというふうな気がします。これは町がではなく、45号線のバイパス、それが通称利府街道のバイパス機能を持たせたルートと、それから有料道路のインターのルートと、この辺の取扱いが落ち着くまでちょっと時間がかかると。そこを部分的に県等々がするかというと、これはあんまり現実的にはやらないという、部分的な供用は。そうすると、イノベーションで何が大事かということ、根廻側は国道から、346から入ってくるから問題はないとして、西側、大和インター側のほうの取付けが一番の課題。来年の10月一部供用開始すると、そのときに、工事用道路であったり、事業用車であったりが使うためには、さっき言ったトレーラーのことが可能かどうかという話になります。そうすると、現道でいくと、現道は通行は可ですけれども、トレーラーとしては、多分調査は区画整理側さんのほうでいろいろな設計をやって、カーブはどのぐらい必要だろうという案は出ているかと思います。最低必要な道路構造はできているかと思います。ここの取扱い、今さっき町長が言いましたけれども、10月に間に合うように何とかしなきゃならないだろうと。そのときに、今、用地とか何かを考えた場合、用地で買ってできるものか、それは仮設、最終的に道路として残さないのであれば、仮設道路ですので、元に戻すということになれば、借地ということも考えられると。

そういう様々な面を、やっぱり区画整理側と町と、いろいろな形で検討しなきゃならない。

ただ、報告では検討している中で、警察との協議がちょっと厳しいところありますねというお話がありました。これらをどういうふうにクリアするか、これは区画整理、道路管理者含めて、これは警察と公安委員会とかですね、いろいろ詰めていかなきゃならないと。本線でいくのか、仮設でいくのか、取りあえずいくのか、様々な面で、これはちょっと公安委員会で協議していかなきゃならないべね。それがある程度方向づけができたところで、そこまで行くまでが1つの、さっき言った金井神線か、横になっている町道その他か、旧J R敷地か、様々なルートが考えられますので、そういうところを含めたものを、区画整理側と町といろいろ検討して、そして、これは地権者変わりますので、ある程度素案ができれば、地権者といろいろ協議して行って、協力を得られるものかどうか。

最終的な1つの都市計画道路として、ぼんと抜くということは、ちょっと時期的に合わないもので、そこに至るまでの仮設ルートの取扱いについて、やっぱりこれは協議して進めていかなきゃならないべねと。あまり時間がないので、限られた時間の中でこれは対応しなきゃならないでしょうというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 今、副町長が言われたように、全て用地を買収しなくても、借地でまず道路を造るという、そういうのも十分ありますし、あとは、私も先ほど言いましたが、とにかく仮設道路を造って、まず仮設で先行的に整備するというのも本当に選択の1つになりますので、そういう方向でぜひ柔軟に検討していただければと思います。

あと、副町長から公安委員会といった話も少し出ましたけれども、その辺で3点ほどお尋ねしたいんですが、まず、大型車両が、金井神線は置いておきまして、もう1つの町道初原中線で合っていますかね、この現在の町道を我慢して利用したくても、県道との平面交差を考えますと、交差する角度が75度未満と把握してしまして、そもそも先ほど言われましたように、県公安委員会から、こういった道路の利用の仕方はなかなか認められづらいと思うんですけれども、このあたりどのようにお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷町副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今、議員がおっしゃられたことが、どういう感じで公安委員会、警察だね、公安委員会、警察と協議されたかは、ちょっと今情報がないので、どういう意味合いで、どういうふうに協議をし、難しいと回答を得たか、ちょっとはつきり分かりません。

ただ、今言った前段に、仮設道路で現況の旧J R敷地の広い道路、6メートルありますね。

あれは中線でなかったかな。中線だったかなと思うんですけども、あれは道路広い。ただ、あの道路でトレーラーが通れないかといったら通れる。ところが、そこに乗るまでが乗らないだろうと思います。だから、乗せるまでが、乗ってしまえば、現況の道路を使うわけですね。それで行ける。だから、金井神線に来て、その中線に乗るときに、トレーラーで回り切らない。ここをどうするかというのがひとつ課題があると思っています。そして、現道がありますね。現道はそのまま使うよと。借上げも何もしませんよと。それで、通り抜けできないかと。あくまで迂回路です。仮設道路です。迂回路です。本線じゃないです。だから、どういう協議をされたか分かりませんが、そういう様々な面を検討しながらね、要は10月に供用開始するまでの間に協議をし、車が抜けられる。

そして、大和側に抜けるときに、あの線形で行くと、トレーラーで、ちょっとセンターはオーバーするけれども、抜けられる可能性はあります。そこをどういうふうにチェックされているか分かりませんが、そういう様々な面のところを検討して、あくまでも迂回路、仮設道路ですよという言い方で、どこまでか協議できればいいのかなと。

まともにやると絶対無理です。有料道路と交差点の間、距離感全然足りません。普通に考えたら足りません。通れません。本線で考えれば。だから、さっき町長言ったと思うんですけども、インターチェンジの取付け道路云々かんぬんって。これは、ひとつそういう既存にある道路を使ったらどうかという話になってくると。そうすると、駄目なものもよくなるかもしれない。そういう様々な面を、今の段階では現道はありますので、それをうまく活用し、供用開始に間に合うように、何とかそこはですね。変に県道を切ったり隅切りしちゃうと、公安委員会でバツ食らいますので。駄目とか、協議員の機関の要請必要になりますから、その辺はやっぱりある程度、区画整理側と町と、取りあえず仮設迂回路みたいな扱いで、当分の間許可できないかどうか、いろいろ模索していく必要があるかと思います。

あともう1つ、中線の広い道路ありますけれども、ここを大型トレーラー走られると壊れてしまうんです。正直なところ。これは、区画整理側と町と、ここも幅員もありますけれども、取付けもありますけれども、壊れるだろうと。あそこ5センチぐらいしか打っていないので。壊れるだろうと。その辺の取扱いも、十分やっぱりやっていく前にお話をして、その辺の修復とかなんかね、随時追いかけていかなきゃならないと思いますから。本線ができるまで時間あるので。あるいは、一層打って、もう一層厚くして逃げるかどうかと、いろいろな考え方出てくるので、そこを含めて、やっぱりいろいろ協議させていただければなと思っています。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 今、副町長から、恐らく壊れるんじゃないかなという答弁がありましたので、ちょうど今そこも触れようと思っていましたから、話は早いです。

私の認識ですと、町道初原中線は、送水管ですか、口径400ミリの送水管が布設されていますので、そういったところでなおさら、まず荷重対策というのが必要になってくるということでもありますので、なかなか難しいかなと思っていますし。

あと、くしくも昨日は防災の日ということでありましたけれども、この防災の話もしますと、先ほどの町長の答弁にも、東側、根廻側で行き来する、往路、復路も根廻側でいいかなという話もちょっとあったと思うんですが、やはり大規模な工業団地ですので、その工業団地へ通じる主要道路というのが、東側しか整備されていませんよ、南西側は当面の間整備されませんよと。これは、やはり防災上の観点からも、少なからず問題となると思いますけれども、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 346からの入り口についてはね、間に合わないというか、当面そういうこともあるのかなという話で、想定ではありますけれども。それから、そのときにお話ししたと思いますけれども、仮にそういうふうにしてあったにしても、何かあったときには抜けられるような道路も造っておかなくちゃならない。それが金井神線になるのかなという話でお話を申し上げて。必ずしもそうなるとは言いません。そんな考えもあるのかなということでお話ししたということでございますので、ご理解願いたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。そういった防災上の観点も、引き続き考慮をしていただければと思います。

あと、既存の町道を大型車が走るということですから、やはり近隣に住んでる町民に対して、住民対策といったものも必要となりますから、そういうのも既に考慮しているかもしれませんが、そういったところも、既存の道路を我慢して使うとなると、そういうことがどうしても生じてまいります。

そうですね、なかなかバイパス化ですね。お二人の答弁を踏まえたと、まずバイパス化計画のうち、イノベーションヒルズ関連、イノベーションヒルズに影響する区間だけ先行的に整備するというよりは、あくまで工事用の仮設道路を先行的に整備するほうが、まだ現実的じゃないかというふうに、私としては聞こえてきました。ただ、今の、先ほどの答弁だけで

は、なかなかもう急ぎで、急ピッチで着手するという、そういうスタンスまで感じ取れなかったのが正直なところでございます。

ついおとといですけれども、隣町、大郷町の町長選挙がありましたけれども、現町長は出陣式でこう言われていました。新聞報道によりますと、町長は5期20年かけてやっと過疎地域指定から脱却できる事業を見つけた、それはスポーツパーク構想だと、そういう記事がありましたし、もしかすると、櫻井町長も間近でお聞きになっていたかと思います。あとは、おとといの開票後のコメント、これも新聞に載っていましたけれども、これは一言、落選したことによって我が町の夢が消えつつあると、そういったコメントも載っていました。これも櫻井町長はお聞きになったかもしれません。

私がこの新聞報道を見て思ったのは、本当に現町長が20年かけて過疎地域指定から何とか脱却する、そういう事業を見つけたと、その事業に賛同するかどうかは別にしまして、そういう現町長の思いには、本当に賛同するところがありました。とても共感しましたし、実際自分が落選して、何とか過疎地域指定から脱却できるという夢が消えつつあるんだという、そういう寂しげな思いも、新聞ではありますが、ひしひしと伝わってきたところであります。本当に隣町で起きていることですが、我が町にとっても人ごとではないという認識が強くなります。

この大郷町にとってのSSP構想というのが、我が町にとっては松島イノベーションヒルズでないのかなと思うところが強くありました、本当にこの松島イノベーションヒルズの事業がうまく進めば、松島町は過疎地域指定から脱却できるんじゃないかと淡い期待を抱いておりますし、もっと事業が前進すれば、それがもっと核心に変わっていくんだと思うんですけれども。

最後に櫻井町長にお尋ねしたいんですけれども、町民が株主としますと、この役場は株式会社松島町役場ということで、その最高責任者であります櫻井町長は、この南西側、都市計画道路の南西側道路について、本当にこれから本気で急ぎで急ピッチで取り組んでいくのか。ここには議員だけでなく執行部も聞いていますし、あと1階、2階で職員も聞いていますから、最後に櫻井町長からぜひ前向きなコメントをいただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） いや、最初から前向きな答弁しかしていないんですけれども。

まず1つは、45号線のバイパス化、これは、イノベーションヒルズの西側の道路のことに関

しては、ちょっと分けて物事を考えていきたいというふうに思っています。それはなぜかというと、45号線のバイパス化については、これまでもずっと騒がれてきました。騒がれてきて、やっと令和4年、5年と、この2か年いろいろな調査をして、データも出ました。だから、これ以上のデータというのは、もうあってもまた同じことの繰り返しで、どう進めるかだと思うんです。ただ、ここで町としてちょっと振り返らなくちゃならないのは、来年から新たな調査計画が始まると。そこにしっかりとこの45号線のバイパス化ということを文言で入れておきたいということが、まず1つあります。そのこともあって、4年、5年が社会実験やって、6年度でハード的なことをやって、実は、今年度から、いろいろなそういったことに対しての今後の進め方について、どうしたらいいか等の協議会にも入っておりますし、逆に町の45号線のことに関して、これから国、県、町でどうしていこうかという三者一体の会議もこれから進めていくことになります。ですから、それはそれとして、分けて物事を考えていかないと、こっちもあっちもというふうになると、なかなかタッチするのが難しくなりますので。

ただ、イノベに関しましては、これは企業誘致ということで、やっところまで来たというのが正直なところでありますので。逆に振り返ってみれば、もう一、二年早くてもよかったかなぐらいの感じではきています。ただ、いろいろなことがあって、まず都市計の問題があって、県庁にうちの職員が行って、何回も断られて、まずそんなことがあって、いろいろなことが、様々なことが繰り返されて、やっところまで来ていると。今年も東京に行って、企業立地セミナーがありましたけれども、そこでもきちっとしたパンフレットでやれるようになったのが、ここ一、二年です。ですから、これを今度夢じゃなくて形にして持っていくが上には、何をどうしなくちゃならないのかは、公約として、皆さんに、企業誘致の立地セミナー等々に来られた方、もしくは、企業の方々が現地を見ながら現場、現調に来られた方々、そんな様々なお客様方に対しての責任というのが出てきますので、これは組合側だけじゃなくて、町と一体となって進めていかなくちゃならない。そこには、本気度云々よりも、現実を持っていかななくちゃならないという使命感、これがあるんだろうというふうに思います。それを今後も強めてやっていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。松島イノベーションヒルズのパンフレットの表紙に、良好な交通アクセスと大々的にうたっていますので、現在も企業誘致活動が続いていますけれども、この良好な交通アクセスというのは本当に外せない要素ですし、そのためには、既に

一、二年遅れているけれどもイノベーションヒルズ構想は進んでいるという答弁だったかと思いますが、特に南西側道路については、本当に急ぎで、巻きで取りかかっているのかなきやいけないと思いますので、仮設道路設置の整備を中心に、もっと急ぎでかつ慎重に取り組んでいただければと思いますので、ぜひよろしく願いできればと思います。

続きまして、大綱２点目に移ろうと思います。

大綱２点目としまして、各地区における一大行事の持続可能性について質問いたします。大綱１点目と打って変わって、本当に和やかなというか、明るいテーマのつもりなんですけれども。ただ、真面目に質問するつもりでして、私が議員になってから今日まで最も気がかりだったのことの１つでありますから、この１期目最後の一般質問にはふさわしいテーマだと、自分では感じております。

日本の盆踊りというものは、宗教的や精神的な意義だけではなく、文化の継承と教育、コミュニティの結束といった文化的・社会的な深い意義があります。そのため、盆踊り大会は単なる娯楽を超えて、日本社会の文化的基盤を支える重要な行事として現代でも大切にされています。

本町においては、今年も一部の地区を除いて盆踊り大会、あるいは夏祭りが開催され、どの地区も大変好評でしたけれども、今年からやむを得ず盆踊り大会を廃止した地区もあれば、今年からお祭りの開催時期を後ろにずらした地区もあります。そうすると、以前から盆踊り大会が開催されていない地区はさておき、自分の住む地区の盆踊り大会に加えて、ほかの地区の盆踊りにも参加できる町民がいる一方で、自分の住む地区では盆踊り大会が開催されないために、仕方なくほかの地区へ出向いて盆踊りに参加している町民もいるのが現状であります。

ここで１つ目の質問に入ります。町の人口が減り続けている昨今にあって、今後は人手不足や高齢化を理由に、盆踊り大会をやむを得ず中止あるいは廃止せざるを得ない地区が増えていく可能性は否定できないのではないかと懸念しますが、町は現状をどのように認識しているかお尋ねします。

なお、通告書では文章を改行していませんけれども、ここで一旦区切って答弁をお願いできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本町における今年の例えば盆踊り、夏祭り等に関して、様々な会場でやられたと思いますけれども、私が行った、ちょっと磯崎、私行けなかったんですけれども、

行った範囲内では、米川議員さんの顔も見えたんで、注視して見ているんだろうなと。ただ、目的は何なのかなと。これはいい意味で、米川議員が、自分たちが主体になって盆踊りを立ち上げてくれるのかなと、こういうふうに思っています。というのは、盆踊りというか、夏祭りというか、そういったものが、ずっと継続されてきたものがなくなるというのは寂しいことなんです。地区にとっては。

1つ私の例を言えば、やっぱり学校単位でこういったお祭りがやられて、学校単位で1つの地区割りが出てきて、それがいろいろな盆踊り、夏祭りに波及してきたと思うんですね。手樽の第三小学校があったときには、第三小学校の校庭で盆踊り、また運動会、こういったものを1年ごとにやっていた。最初は毎年やっていたんですよ。盆踊りも運動会も。ただ、やっぱりやるが上の人が、やっぱりなかなか大変だということで、1年置きにやるようになったと。それが、学校がなくなったと同時に、そういった夏祭りも、やっぱりなかなか人もいなくなってきたからですけれども、できなくなってきたというのが、実は手樽だと思いました。

今年の盆踊り、答弁書等全然見ていないので合わなくなってきましたけれども、いろいろな会場行って、北小泉・下竹谷地区の盆踊りを見させてもらったときに、やっぱり責任者の方がね、なかなかここで名前言うともまずいでしょう、責任者の方が今年も体にむち打ってやってくれているんだろうなと。それで地域をまとめているというか、みんなが集まってきてやってきているんだろうなということで、本当にあれが今の姿なのかなと思っております。

だから、いろいろな地区で、実は8つぐらい、昔、私が首長になった頃はあったと思うんですけれども、今それが少なくなってきたということに対しては寂しく感じますし、できれば、ぜひ今後また各地域で復活していただければなというふうに思っているのは、今の考え、気持ちであります。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） そうですね、私の住む地区では盆踊りがないもので、今年は初めて全部回ったつもりであります。桜渡戸に始まり、ここは民間法人の主催ですけれども、あと、幡谷、北小泉、下竹谷、上竹谷、高城、磯崎と全部回りまして。いずれもお呼びがかかって行ったわけではないんですけれども。あと、時期が時期だけに、変な詮索をされそうであつと怖かったんですが、でも、とにかく一般質問でこういうテーマを取り上げたくて、そのためにはまず全部の盆踊りを見て回ろうと思って回ったところなので、誤解のなきようお願いします。

あと、そうですね、町長が言われましたように、まず誰かが旗振り役をやらないと、なかなか盆踊り大会、夏祭りが継続しないと。廃止したところでは、誰かが手を挙げないと復活しないというところで。私の住む地区でも、米川さんがぜひやってくださいという声も聞いたことはありますし、今、櫻井町長からもそういうご要望と前向きに受け止めたわけですが。ただ、6月定例会でも、一般質問である議員が触れたと思うんですけれども、とにかく議員が提案してください、提言してくださいと。まずそれが先に立つと、なかなか根本的な解決にならないというか、長続きしないというふうに感じるところも正直あります。町内で言うと、こども食堂であったり放課後等デイサービスであったり、こちらも町が主体的に進めるというのは難しいということで、結果的に民間の有志がそれぞれ立ち上げたというのも見えますと、なかなか。これは地方行政の永遠の課題といいますか、永遠の問題、なかなか解決するのは難しいのかもしれませんが、改めてそういうふうに感じました。

続いて、2つ目の質問に入りますけれども。ごめんなさい、まだ2つ目に入る前に、もう答弁があったのかもしれませんが、やはり各地区の大切な一大行事である盆踊り大会であったり、夏祭りであったり、こういった一大行事を絶やさぬように、今後も各地区が一大行事を継続できるように、町が何らかの形で支援できるといいと思っているんですけれども、そういった考えはないかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 各地区の夏祭り、盆踊りというんですかね、そういったものに関して、この方々がやりなさいよと言っていることではないんですよ。間違わないでください。ただ、分館長さんの方々がいろいろやっているようでございますので、町は分館長さんにそれをやりなさいと言っているわけじゃないので、その辺は誤解しないでほしいんですが。

そういう分館を携わっているのは教育委員会でございますので、教育委員会から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 手上げる前に立ってしまいました。

光栄です、最後の議員さんとして、最後の答弁というか、することに対して、とても光栄に思っていますので、丁寧に答えていきたいと思います。

町長が言ったように、分館がやるべきものではなく、いつ頃から分館がこれに携わってきたのかよく分かりません。ただ、絶やさないというような米川議員さんのお願い、お願いという希望があるわけですが、大体、そもそもですけれども、盆踊りは何をするのかと

なると、これは先祖の霊を敬ったり慰めたりするわけですよね。それから、じゃあ盆踊りはもう1つ何ですかということ、無病息災というか、夏の暑い日に体をいたわるとか、汚れを落とすとか、そういう意味合いもあるし、五穀豊穡という意味もあるんだそうです。秋になったら虫が食べて、せっかく育てた稲が全滅になったり、冷夏でならないようにということで、皆さんでそういうことがないようにと、汚れを落としていきましょうねと。あと、外に出た身内の方が戻ってきたときに先祖の霊を敬うというのもあるだろうし、子供たちにも、地域の文化を絶やさない、歴史を絶やさない。

私、松島四小に行ったときに、ペロ食べるかって言われたんですよ。ペロって何だか分かんなかったの。うどんだったんですね。それから、先生ハシクサするかって言われて、ハシクサって、何なんだそれと思ったら、駆けっこするかと、そういう言葉の文化も脈々と伝えていかなきゃならないんですが、おっしゃるとおり、だんだん廃れていきますけれども、やっぱりそれは教育委員会、あるいは分館長が、笛吹けども踊らずではなくて、そういう趣旨を最も大切にしていかなきゃならない。だから地域ではやるんだと。もし、盆踊りができなかったら、縁日みたいなスタイルでもいいのかななんて、私は思っています。金魚すくいみたいな、あとは花火大会とかね、そういうのでもしっかり伝えていけばいいなと。

そのことを分館長会議でもお話ししたいし、取りあえず今年見られた傾向としては、和合太鼓の子供たちが四小の夏祭りに行って、太鼓をして、いろいろな地域の、いろいろな地域じゃない、別な地域の夏祭りを見て、非常に感激していたということもあるし、地域の方々の中には、あまり松島の在住じゃない、こんなこと言っていいのかな、卵屋さんなんですけれども、会社の方々も参加していました。本当面白かったです。いろいろなことを聞いてですね。だから、そういうようないい話を分館長さんにも伝え、区長さんにも一肌脱いでいただいて、やっぱり継続して、五穀豊穡、無病息災、それから先祖の霊を敬うとか、ちょっと私が言うと宗教っぽくなるから困るんですけども、そういうような世界になっていけばいいなと思っています。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） そうですね、今の教育長の答弁を聞くと、なおさら盆踊りというのは、できるだけ絶やしたくないなと思いました。

例えば、人手が足りないから廃止するとか、猛暑が続いて熱中症がちょっと怖いからもうやめるとか、中止するとか、そういう理由で盆踊り大会がなくなるというのはとても寂しいで

すし、あとは、確かに一般質問ということで、通告書、答弁書は教育委員会が作成されたと思うんですけども、私としては教育委員会だけに通告しているつもりはなくて、分館の活動だよねという意味で通告したわけでもないですから、そのあたりご理解いただければと思います。あくまで、町として、こういう各地区の一大行事を何とか続ける方法はないかなと考えてもらいたくて質問いたしております。

次に、2つ目の質問に入ります。

今年も無事に盆踊り大会であったり、夏祭りが開催された地区においては、来年以降も地区単位で開催するのが望ましいものの、各地区の有志が無理をしてまで、何が何でも地区ごとに開催すべきとまでは言い難いと思っています。そこで連想したのが、毎年盛り上がりを見せる町民ふれあいスポーツ大会なのですが、各分館が力を合わせて優勝を目指すこの大会は、コミュニティー、地域社会の結束をより強くする町の一大行事でありまして、競技参加者だけではなく、応援者、運営スタッフ、来賓といった、町民が一堂に会する貴重な機会であります。

町民にとって、自分の住む地区とほかの地区との間にいわゆる体験格差が生じることは、できるだけ避けなくてはなりません。町長は、町民ふれあいスポーツ大会のように、全町内の参加希望者が町民グラウンドに一堂に会して、「町民ふれあい盆踊り大会」、あるいは「町民ふれあい夏祭り」といったものを開催する考えはないかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） まずは、ふれあいスポーツ等に触れられてきましたので、教育長のほうから最初答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 町民ふれあい盆踊り大会、スポーツ大会と同じような形でやっていくという話なんですけれども、それは全部の地域の盆踊りがなくなってしまうたら、そういう形も出てくるんだろうとは思いますが、かつて実行委員を組織して、町民盆踊りフェスティバルということを開催した経過があるんだそうです。ちゃんと蜂谷次長に調べていただいて、何か広報にも載りました。1985年だっけか。（「平成8年」の声あり）平成8年の頃やったそうです。ただ、そのときに、いろいろな問題があって、1か所でやるので、例えば遠い地域の人参加しづらいと。それから、何でそこでやるんだと。要するに、人間らしい発想なんですけれども、何でそこなんだと。磯崎で駄目なのかとか、そういう話になったそうでございます。それから、誰がじゃあ今日は準備するのかというようなことで。ふれ

あいスポーツ大会とあれなんですけれども、ふれあいスポーツ大会は、どこの地域もやっていなくて、中央グラウンドという話になっていくから、あんなにたくさん集まってくるのかなと、私この答弁を見て、このあれを書きながら、書いてもらいながら考えたんですけれども。なかなか。まず何とか地域のそれを絶やさないように。仮に絶えたとしても、テレビとかで見ると、何年分かぶりに復活しましたって、若い有志がおらほうの部落これじゃ駄目なんじゃないかとかというような形で、さっき言った五穀豊穰とか、そっちの系統で、もう1回みんなでやろうよって、最初小さくてもいいじゃないかというような方向に、教育委員会というか、教育委員会だけじゃなくて協力していけばいいのかなと思っています。

今のところ、ですから、大きい盆踊りというのは考えていないんですけども、もしあれば、脇のほうでちゃんと、何ていうか、どういうふうな仕立てがいいか、平成8年のやつはどうしたのかというのを調べながら、考えておくというのも1つかなと思って認識しているところでございます。

町長の分もしゃべったかもしれませんが、以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） その平成8年の合同盆踊り大会のようなイベントがあったとは知らなかったもので、それは今度詳しく教えていただければと思います。

そうですね、冒頭の町長の答弁にあったのが印象的なんですけれども、旧三小で、以前は毎年運動会があったと。それは閉校に伴って、その運動会はもう開催できなくなったわけなんですけれども。ほかの学区もそういうことがあると思うんですが。それに、運動会と盆踊り大会と全く同じではないですけども、共通点もあるのかなと。各地区で、なかなか地区単位で運動会が開催できないと。盆踊り大会も、まだ頑張って継続している地区もあれば、もうやむを得ず盆踊り大会を断念している地区もあるということで。盆踊り大会がどの地区でも開催されなくなったらという話もありましたけれども、そういうタイミングもあるんでしょうが。

実際、約30年前に一度開催したという経緯もあると今知りましたので、直近ですと、町制施行100周年を迎えるという節目の年がありますね。例えば、この町制施行100周年記念事業の1つとしまして、この町民ふれあい盆踊り大会というのをまずやってみよう。30年前ほど前にできたんだから、もう1回やってみたらどうかと、今強く思いました。もちろん教育委員会、分館がやればいいよねということでは決してなくて、そこには町全体で取り組まないといけないと思います。各分館の協力を仰ぐのはもちろんなんですけれども。

先日、ニュースで見たのが、全国を見渡すと、夜通し朝まで踊るという、そういう盆踊り大会もあるようで、その中の1つ、ある自治体といいますか、ある地区で、まずスタッフについては、ボランティアを募るんですけれども、そのニュースで見たのも観光地でしたので、観光客がスタッフとして参加しているのを見ました。松島も観光地なので、そういうボランティアスタッフを募るというのは大いにありだと思いますし、お金については、ふるさと納税型クラウドファンディングというのを活用するといいいかなということで。あと、物については、ふるさと納税の返礼品というのはしっかり考えて用意すれば、このクラウドファンディングが成功するのかなと思いますし。最後に、やはり各種SNSを利用して情報発信、集客に努めないといけませんけれども。

そういうところで、毎年やりましょうということではなくて、町政施行100周年記念事業のアイデアの1つにぜひ加えていただきたいんですけれども、町長いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 町政100周年、100年を迎えてどういった事業をやるかについては、頭の中、空き地でございまして、はっきり言って何も考えていないというのが現状であります。何かはやらなくちゃならないというふうに思っていることも確かであります。まずは、ただ、今じゃあ盆踊りかという、それイコールになるかどうかは、ちょっとどうなのかなというふうに思っています。

今、米川議員と教育長のやり取りを聞いていて、例えば、本郷地区のことをちょっと今思い出しましたがけれども、濱田区長さんという、今もう亡くなってしまいましたけれども、濱田区長さんがね、常に私たちと会うと、「いや俺大変なんだ、おらほ3か所で盆踊りあんだ」と。「何が大変なのよ」と言うと、「ご祝儀よ」と、まずね。帰命院下から始まって、夏井、愛宕って、3か所あったんですよ、本郷地区で。ですから、大体主催する方々は、大体同じ人たちです。そういう人たちが、やっぱり元気があったというかな、そういう1つの文化として捉えていて、やってくれたんだろうなというふうに思います。今、本郷ゼロですから。ですから、やっぱりそういったことがなくなると、その地域の文化というか、寂しさがあるんですね。ひとつあるのではないのかなというふうに思っております。

そういったところに、例えば、高城地区であれ、北小泉・下竹谷地区であれ、幡谷地区であれ、そういったところで、いろいろなところから来る人たちをウエルカムだよということでやっていただければ、それはそれで本当にいいのかなというふうに思います。

それから、また今ふと思っていたんですけれども、震災から14年と5か月ぐらいになるんで

すかね。海の盆というのが松島海岸でやっていますけれども、あれも実を言うと、今年正直思ったのは、年々ちょっとこれじゃまずいなと思って見ていました。というのは、やっぱり参加者が海の盆の盆踊りというんですかね、そういったものに対する参加者がちょっと変わってきているというか、違うんじゃないのかなというふうに思って見ていましたけれども。一番、私も副町長と教育長に海の盆のときに言いましたけれども、一番情けないなと。今年の盆踊り見ていて。何でかという、やぐらが無いんですね、やっぱり。何か盆踊りというやぐらがあって、その中心に輪踊りができて、いろいろなものというのが、どうしても古いイメージの中にあるんだけど、だんだんだんだん海の盆は、やぐらがなくなってきて、平場になってきたと。それは何でかという、スタッフなんですね、やっぱり。予算もあるでしょうし。だから、そういったところで、例えば、レストハウス側から見ると、どこが会場のメインなのか分からなくなってくるんですよ、みんな平らだと。そういったこともあって、人は増えているんだけど、どうなのかなと。

それから、ボランティアという話あったんですけども、ボランティアもある程度計算できるボランティアでないと、主催する側は大変だろうなというふうに思います。それから、海外の方も、海の盆のときにいろいろ輪踊りに参加してくれる方は多くなっている年もありますし、その年によって多い少ないあるようでありますけれども、今年はそんなに多くないなと思って見ていたんですけども。ただ、そういった中に子供たちも結構多くいたので、やっぱりこういうお祭りにかける期待というか、楽しみというのはいっぱい持っているんだろうなというふうに思います。

だから、少子化云々という話もありますけれども、そんな今、全ての原点からすれば、やっぱり祭りというのは1つの文化であって、その地域の祭りがしっかり年代で継承されていれば、その地域は廃れないで残っていくんだろうし、逆に盆踊りがあるからお盆に帰るといふ、ふるさとに帰るといふ文化も、これからは残ってくるんだろうというふうに思います。

だから、そういう意味では、地域コミュニティーだけでなく、町の在り方云々も問われるのも1つなんだろうというふうに思いますので、その100年のことについてはいろいろ考えるとして、そういう夏祭りに対しての考え方を少し改めていきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。海の盆のくだりについては、私も少なからず共感するところがあります。そうですね、盆踊りがなくなると、盆踊りを中止するとなると、反対の声も上がるわけで。ただ、じゃあ私も手伝うよとなればいいんですけども、そうではなくて、

手は貸せないと、自分の子供や孫も手を貸せないけれども、でも盆踊りは続けてほしいと、そういう町民がいると聞いたこともありますけれども、なかなかそれは、そういう、それでも続けてほしいと言われても難しいのかなというふうに思って聞いておりました。

本日の総務経済常任委員会で、所管事務調査の中にあった文言が印象的だったんですけれども、調査の概要の1つに、地域の持続的な活性化には、町外との関係構築であったり、地域資源の価値を再認識することが重要ということで、まさに盆踊りにも通ずるものがあるなと思って読んでおりました。各地区において一大行事というのをこれからも続けるのは、なかなか大変なんですけれども、大変なんだけれども、それでもできるだけなくしたくないよねという思いなんですけれども、それを簡単に、じゃあ予算化しましょう、人を出しましょうということになかなかならないんですけれども、そういう各地区の一大行事を、何とかこれからも続けようと、そういう思いは、これからも櫻井町長はじめ執行部の皆さんにぜひ持っていただければと思います。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（色川晴夫君） 2番米川修司議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。一般質問は継続中ですが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。一般質問は明日3日に延期したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は、明日9月3日、午前10時です。

本日は誠に疲れさまでした。ご苦労さまです。

午後4時52分 散 会